

文化財保護の歩み

文化財保護委員会

序

昭和二十五年八月二十九日に文化財保護法が施行されてから満十年を経過した。

文化財保護法は法隆寺金堂壁画の焼失を直接の契機として、議員立法によつて制定されたものである。いま、戦争直後におけるわが国の社会情勢の混乱と伝統軽視の風潮をかえりみると、明治維新当時の旧物破壊の思想を想起せずにはいられない。しかし維新の混乱を経はじめてわが国に文化財保護の用途が図られたように、第二次世界大戦後の混乱の中から画期的な文化財保護法が制定され、ここに全く面目を一新した総合的かつ統一的な文化財保護の制度が確立されたことは、まことに意義の深いことといわなければならない。

爾来十年、わが国における有形無形の文化財の保護は飛躍的な発展をとげた。文化財を保護することは単なる過去の遺物を保存することではない。歴史と風土の中につちかわれたわれわれ日本民族の文化的所産をよりよく保存して、これを後世に伝えるとともに、そこに宿された創造的精神を汲みとり、さらに新しい文化を築くための母胎とすることこそ、文化財保護の真の使命でなければならない。

今回、文化財保護法施行十周年を迎えるに当り、その記念事業の一つとして、この十年間

の業績を記し、あわせて明治以来の文化財保護の歩みを明らかにするため、本書を刊行することとした。文化財の保護は、政府、地方公共団体をはじめ、所有者、関係者、さらには国民一般の協力がなければその完べきを期することは困難である。その意味において、本書がわが国の文化財保護の姿を正しく伝えるとともに国民の文化財保護に対する理解と認識を深めるうえに寄与することを期待してやまない。

昭和三十五年十一月

文化財保護委員会

事務局長 清水康平

まえがき

一、本書は、わが国における文化財保護の歩んできた跡を、文化財保護法による保護行政を中心として概述したもので、第一、第二、第三の各篇からなっている。

第一篇には、明治初頭から昭和二十五年文化財保護法が制定されるまでの文化財保護の沿革を、制度を中心としてほぼ年代を追って収録した。なお、全篇の序説ともいうべき総説は編成上第一篇に収めた。

第二篇には、文化財保護法制定の事情と、昭和二十五年から昭和三十五年までの十年間の文化財保護行政の概要を、事業内容を中心として収録した。

第三篇には、関係法令および第二篇に關係のある諸資料、諸統計等を収めた。なお、資料、統計等については本文(第二篇)中に掲げるべきものでも、編成上第三篇に収録したものがあつた。

一、本書の記述にあつては、引用の章句、固有名詞その他文化財に関する慣用語、専門用語等については、現代かなづかいおよび当用漢字によらなかつた。

一、人名については原則として敬称を省略した。

一、執筆にあつては、文化財保護法の立法に直接たずさわられた岸田実氏(現参議院委員部長)、多年文化財保護行政にたずさわられた武井貞賢氏(現法隆寺文化財保存事務所長)ならびに第一編総説についてはとくに田中一松氏(東京国立文化財研究所長)の御協力を仰いだ。御好意に対して深く感謝する次第である。

「文化財保護の歩み」目次

第一篇 文化財保護の歴史

第一章 総説……………一

第一節 文化財とは何か……………一

第二節 わが国の文化財の特色……………六

第二章 わが国における文化財保護行政のはじまり……………二

第一節 明治維新と文化財……………二

第二節 古器旧物保存方の布告……………三

第三節 古社寺保存金の交付……………五

第四節 臨時全国宝物取調局の設置……………八

第三章 古社寺保存法による文化財の保護……………四

第一節 古社寺保存法の制定に至るまでの経緯……………四

第二節 古社寺保存法の内容とその運用……………九

第三節 特別保護建造物及び国宝の指定……………三五

第四節 古社寺保存法による保存事業の概要……………三八

第四章 国宝保存法による文化財の保護……………四一

第一節 国宝保存法制定に至るまでの経緯……………四一

第二節 国宝保存法の内容とその運用……………四三

第三節 国宝指定……………五〇

第四節 国宝保存法による保存事業の概要……………五一

第五章 重要美術品等の国外流出の防止……………六〇

第一節 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」制定に至るまでの経緯……………六〇

第二節 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」の運用とその効果……………六八

第六章 史蹟名勝天然記念物保存法による記念物の保護……………七五

第一節 史蹟名勝天然記念物保存法の制定に至るまでの経緯……………七五

第二節 史蹟名勝天然記念物保存法の内容とその運用……………七七

第七章 太平洋戦争前後における文化財の保護……………八四

第一節 太平洋戦争中の保存行政……………八四

第二節 戦争直後の保存行政……………八八

第二篇 文化財保護の現状

第一章 文化財保護法の制定……………〇三

第一節 文化財保護法の制定に至るまでの経緯……………〇三

第二節 文化財保護法の目的と立法趣旨……………一二

第三節 文化財保護法の運営……………二七

第二章 美術工芸品の保護……………三三

第一節 美術工芸品の調査指定……………三三

第二節 美術工芸品の保存修理……………四三

第三節 美術工芸品の防災・保存施設……………五三

第四節 美術工芸品の修理技術者の養成……………六一

第五節 美術工芸品の公開……………六五

第六節 美術工芸品の記録保存（模写・模造）……………七四

第七節 美術工芸品の買上げ……………七七

第八節 美術刀剣類の登録と製作の承認……………七九

第九節 古美術品の輸出鑑査証明……………八四

第三章 建造物の保護……………一八七

第一節 建造物の調査指定……………一九一

第二節 建造物の保存修理……………一九七

第三節 建造物の防災施設……………二三〇

第四節 建造物修理技術者の養成……………二三八

第五節 建造物の記録保存（模写・模型）……………二四三

第四章 史跡名勝天然記念物の保護……………二四六

第一節 史跡名勝天然記念物の指定……………二四六

第二節 史跡名勝天然記念物の防災施設……………二六四

第三節 史跡名勝天然記念物の保存修理……………二六八

第四節 史跡名勝天然記念物の特別調査及び記録保存（模写）……………二七四

第五節 史跡名勝天然記念物の現状変更……………二七六

第五章 埋蔵文化財の保護……………二九二

第一節 埋蔵文化財の発掘の届出および遺跡発見の届出の処理……………二九二

第二節 埋蔵文化財の発掘調査……………二九八

第三節 埋蔵文化財の緊急調査……………三〇六

第四節 遺跡の所在調査……………三〇八

第五節 出土品の国宥と現物譲与……………三〇九

第六節 埋蔵文化財の防災施設……………三二〇

第六章 民俗資料の保護……………三二二

第一節 文化財保護法と民俗資料……………三二二

第二節 民俗資料の指定並びに選択……………三二五

第三節 民俗資料の防災施設……………三三二

第七章 無形文化財の保護……………三三四

第一節 無形文化財の選定……………三三五

第二節 無形文化財の指定および認定……………三三三

第三節 無形文化財の保存……………三三六

第四節 国立劇場……………三四五

第八章 文化財の普及活用……………三五〇

第一節 文化財の普及と活用……………三五〇

第二節 文化財普及活動の推移……………三五二

第三節 文化財の普及活用事業……………三五三

第四節 文化財保護法施行十周年を迎えての普及活動	三七四
第九章 国立博物館の沿革と事業	三七七
第一節 東京国立博物館	三七七
第二節 京都国立博物館	四〇九
第三節 奈良国立博物館	四二二
第十章 国立文化財研究所の沿革と事業	四二八
第一節 東京国立文化財研究所	四二八
第二節 奈良国立文化財研究所	四五一
第十一章 文化財保護委員会関係予算の変遷	四五九
第一節 歳入歳出予算	四五九
第二節 文化財保護委員会関係の予算定員について	四六六

第三篇 資料・統計等

一 文化財保護委員会機構図	四七一
二 文化財関係法令	四七三
一 古器旧物保存方	四七三

二 古社寺保存法	四七五
三 古社寺保存法施行ニ関スル件	四七六
四 古社寺保存法施行細則	四七七
五 國寶保存法	四七九
六 國寶保存法施行令	四八一
七 國寶保存法施行規則	四八一
八 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	四八五
九 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律施行規則	四八六
十 史蹟名勝天然紀念物保存法	四八七
十一 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令	四八八
十二 史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則	四八九
十三 文化財保護法	四九〇
十四 文化財保護法の施行期日を定める政令	五三五
付 文化財指定基準	五三五

三 文化財指定件数表

一 国宝指定件数種類別都道府県別一覽	五四三
--------------------	-----

二 国宝（美術工芸品）指定年月日別種類別件数一覧	五四六
三 国宝（建造物）指定年月日別都道府県別件数一覧	五四四
四 重要文化財指定件数都道府県別一覧	五四七
五 重要文化財（美術工芸品）指定年月日別種類別件数一覧	五四八
六 重要文化財（建造物）指定年月日別都道府県別件数一覧	五四九
七 特別史跡名勝天然記念物指定件数都道府県別一覧	五五一
八 特別史跡名勝天然記念物指定年月日別件数一覧	五五二
九 史跡名勝天然記念物指定件数都道府県別一覧	五五三
十 史跡名勝天然記念物指定年月日別件数一覧	五五四
十一 重要無形文化財指定件数種類別一覧	五五五
十二 重要無形文化財指定年月日別件数一覧	五五五
十三 重要民俗資料指定年月日別都道府県別件数一覧	五五六

四 美術工芸品関係資料

一 国宝（美術工芸品）時代別件数表	五五七
二 美術刀剣類登録件数年度別、都道府県別一覧	五五八
三 美術刀剣製作承認件数年度別、都道府県別一覧	五五九

五 建造物関係資料

一 国宝（建造物）時代別、種類別一覧	五六〇
二 国宝・重要文化財（建造物）防災施設一覧	五六〇
三 国宝・重要文化財（建造物）修理工事報告書一覧	五六四

六 無形文化財関係資料

一 重要無形文化財一覧	五六七
二 記録作製の措置を講ずべきものとして選択された無形文化財一覧	五七七
三 無形文化財関係事業一覧	五八一

1 芸能関係

(1) 技の記録	五八一
(2) 技の公開	五八一

2 工芸技術関係

(1) 技の記録	六一五
(2) 作品の公開	六一八

七 文化財保存事業費補助金交付関係資料

一 科目別年度別補助金交付一覧	六一〇
-----------------	-----

二 文化財保存事業費補助金交付対象一覧	六三二
1 建造物	六三二
2 美術工芸品	六四三
3 史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財、民俗資料	六六〇
4 無形文化財	六七〇
八 国有文化財関係資料	六七四
一 文化財保護委員会所属の国有財産である文化財一覧	六七四
二 国が買取った文化財（美術工芸品）一覧	六七六
三 国が保有した埋蔵文化財一覧	六七九
四 国が買取った無形文化財資料及び作品一覧	六八三
1 芸能関係	六八三
2 工芸技術関係	六八六
3 作品	六八七
九 文化財関係顕彰一覧	六九六
十 文化財関係年表	七〇一

第一編 文化財保護の歴史

第一章 総説

第一節 文化財とは何か

日本が明治維新の改革とともに、西洋の学問芸術等の諸領域にわたつて、大はばにこれを受容して、いわゆる文明開化の気運を盛りあげ、急速に現代社会の体制を築きあげたことは、周知のとおりであるが、当時流行語となつてきた文明開化の語は、元来シヴィライゼーション Civilization を「文明」と訳して、この文明を發達育成させた欧米化の運動や、方向に名づけたものと見られよう。しかし明治末期から大正時代に入る頃には、このような植民地化の風潮における強い文明開化の語は、すでに歴史化してしまい、文明に代つて新たに文化の語が、盛んに用いられるようになってきた。「文化」の語は、ラテン語の耕作を意味する *Cultus* から出たカルチュア *Culture* に当るが、しかし英米では、主として教養の意味が強いのに對して、ドイツ語クルトゥル *Kultur* においては、文明と教養とを兼ね併せた、ひろい意味を持つており、日本における文化の語は、まさしくこのクルトゥルの訳語と見るべきである。

当時ドイツの学界では、生の哲学や新カント学派等によつて、文化の特質が強調され、ことに新カント学派では、認識の対象として、自然現象から文化現象を峻別し、学問の領域においても、自然科学に對して、独自の文化科学の確立を提唱した。日本の思想界や、経済、歴史等の学界でも、このドイツ流の文化哲学や世界觀の感化を受け、更にこれと前後して勃興した社会科学の理論等を受け入れて、文化の語が普及し、文化の伝統や、類型や、民族的な特質

等に対して、いちじるしく関心が払われるようになった。

しかしこのような文化概念の解釈には、広狭の二義が考えられる。広義にみれば「文化」とは「自然」に對立する人間の行動と、その結果とのすべてを含むもので、それは生物としての自然的な衝動以外の人為的な行動と、それによつて単なる自然物とはちがう、何等かの人間の意味と、価値とを附与されたものの全範囲を、有形無形にわたつてすべて包含することとなるが、狭義の場合には、これらの中でも特に宗教、芸術、学問等の諸領域における、精神的な高度の創造活動や、製作技術の発展過程と、その成果とを意味し、普通には多くこの意味に用いられているが、理論的に文化の概念を規定すれば、前のような広義の解釈を取らざるを得まい。英語のシヴィリゼーションや、日本の「文明」の訳語のもつ意味も、もともと狭義の文化概念と、さほど違つたものではないが、どちらかといえば、文明の語は野蛮に對立する通俗語として慣用される場合がすくなくないので、そのためか、より知識的、学問的なひびきを持つ用語として、新しく文化という語が、日本の学界や知識人から一般の人々にも、普及されるようになり、やがてこの語を冠させた「文化財」という新しい造語が、出現するようになったのは、むしろ近年のことである。おそらく第二次大戦以後とみななければなるまい。それ以来、日本では文化財という語は、一般の慣用語としてひろく用いられ、法文の上でも、専門的に通用するようになった。英語でもカルチュラルプロパティ Cultural Property (ドイツ語 Kulturvermögen) といへば、その直訳が、日本語の文化財ということになるわけであるが、しかし欧米では、日本のようにこの語が、ひろく通用してゐるであらうか。

もつとも一九五四年ユネスコが提唱した「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」の前文によると、十九世紀の末尾から今世紀の初め頃に結ばれたヘーグ条約等には、文化財保護の原則が立てられたというから、文化財という語の通用も、十九世紀にさかのぼり得るかもしれないが、それにしても、この語が普及して、その意味も一般化する

ようになったのは、欧米でも日本でも、最近のこととみななければなるまい。

もちろん文化財という語を用いずに、これに相当する美術、音楽、文学、芸能等のそれぞれの名において、人類所産の多様な、有形無形の諸成果を尊重する気運は、はるかに歴史の頁をさかのぼつて、これを求めることができるし、日本においても、明治以来大戦前後まで、国宝や重要美術品等の範囲に限つて、その保存の法律が施行されてきたことは、周知のとおりである。しかし文化財という概念は、せまい範囲に限定された国宝や重要美術品よりも、はるかに広汎な領域を包括しているとともに、理論的にも一層重要な意味内容を持つている点に、新しい名称としての特色が見い出されるであらう。

前にのべたとおり、文化という語の意味するところは、自然に對立するもので、それは人間の作り出したものに外ならないが、このような人間独自の技術的な創造の成果は、社会的な史的展開の間で、それぞれの民族に、伝統として継承されてゆくとともに、またこの伝統を基盤として、常にその中から、新しい創造の道を見い出してゆくのである。この伝統と創造とは、文化構造の基本的な二要素として、もともと人間活動の両面をなす相即不二のもので、そのいづれを欠いても、文化の意味は成立しない。それで、このような伝統と創造活動の所産は、人間社会の向上と発展の基礎を築くために、貴重な財産となるのであつて、これは単に倉庫の中に空しくしまひこまれる、骨董的な過去の死物と、同一視されるべきものではなく、やがて将来の文化をも産み出すための、生ける財産として、価値あるものでなければならぬ。

この点で、文化財とは経済上の財産観念を、文化的な所産の名に転用して、これを、経済価値と区別對照される文化価値の当体として、設定したものと解されるのであつて、これがすなわち、文化財の名にふさわしい意味内容に外ならないであらう。もちろん経済上の財産観念としては、貨幣に換算される物件として、実用的な価値を与えられて

いるわけであるが、文化財は同じ財産の名を持ち、時には同一対象であつても、経済的な換価の観念以外に立つて、実用とは全く性質や次元のちがつた精神的な価値をになうものとして、評価されなければならない。したがつて、文化財の観念としては、自然物と区別されるばかりでなく、人工的な物件の中でも、経済的な財産とは価値観を異にする立場から、解釈されるものでなければならぬ。

このような文化財の範囲を考へてみると、それは多種多様にわたつており、その人間生活に貢献する度合いの多寡によつて、その間に価値の高下を生ずるとともに、またその貢献する領域や対象のちがひによつて、質的な差異を生ずることも当然である。しかしいづれにしても、人間社会にとつてその文化生活を建設するためには、自然的な物質の素材の外に、人間自身が精魂をこめて作り出した文化財の存在が不可欠なのである。

この点で、両度にわたる大戦の惨害をなめた今日の世界諸国では、無残な廢墟の中から、人類の幸福や民族の発展を求めて立上るために、文化財の破滅を再びくりかえすまいとする運動や、人類の貴重な遺産としての文化財保護の具体策などが、戦後の気運として、次々と盛りあがつてきたことは、決して偶然ではない。

明治以後における日本の文化財保存の事業は、明治三十年前後までさかのぼり得るが、法律の上でも、当時の古社寺保存法を最初として、次に、昭和四年には国宝保存法ができ、同八年には更に、重要美術品等の保存に関する法律ができて、社寺や個人所有の文化財の中から、国宝に指定し重要美術品等に認定する事業が、一層進められてきたが、昭和二十五年五月三十日に至つて、新たに文化財保護法が制定されて、それ以来文化財保護の実施も、今年で十周年を迎へることとなつた。

この法律の制定により、文化財という語は、初めて法文の上に用いられ、また文化財の範囲や領域も、初めてはつきりと規定されたのである。すなわちこの法律の第二条に文化財の定義として、有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物の四種類を区別しており、このうち有形、無形の両文化財は、わが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いものであつて、これを具体的にあげると、有形文化財とは建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産及び考古資料を指し、無形文化財とは演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産を指すのである。また民俗資料とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、記念物とは貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとつて芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物でわが国にとつて学術上価値の高いものを指すのである。

このように文化財保護法は、その保護の対象を、文化的なあらゆる面に及ぼしたもので、おそらく文化に関して、これほど全般的な法律は、世界的にも未だその例をみないであろう。しかし単に文化財保護の対象の広さだけでなく、この法律の目的として、第一条に文化財の保存と活用とを掲げ、更にこれを以て国民文化と世界文化とに寄与せんとするとともに、この法律の重要な意義が看取されよう。

がんらい文化財を保存し、且つこれを活用するゆへんは、それが国民全体にとつて、公共的な意義と価値とを持つているからであつて、これは主として文化財の価値が、経済上の財産価値と性質を異にしている点に係つてゐる。たとえば文化財が、個人の私有財産として、同一物である場合も多いが、しかし一個人に属する私有財産といへども、それが文化財として指定される場合は、国民的な公共財としての性質を帯びるのであつて、この際個人は、法によつてこれを保存し、且つ公共的な活用に応ずる義務が生じてくるのである。これらの点で、文化財の公共性は、個人の私有財産の権利を制限する場合もすくなくないが、これは文化財としての重要な目的と使命とを果たすために当然の

ことであり、この点に関する当局者、所有者の任務や心構えは、この法律の第三条第四条に掲げられている。なおこの法律の目的について留意すべき点は、世界文化への貢献を挙げている点であろう。もともと、民族ないし国民の文化形成の過程の上に生まれた遺産として、文化財が国民のためのものであることはいうまでもないが、しかしこのような文化財の国民的な目的とともに、更にひろく世界文化への貢献をも併せ掲げて、偏狭な独善におちいることなく、国際的なひろい視野の中で、特殊な伝統や世界的な文化の在り方を、正しく評価しようとする用意を備えていることは、またこの法律の重要な眼目の一つとして、看過してはならない点であらう。

第二節 わが国の文化財の特色

文化財は、物を作り出す人間精神の、技術的な活動成果の全体を含み、有形、無形その他、諸種の領域にわたっているが、これを歴史的に見れば、世界各国における民族ないし国民の所産として、それぞれの発達過程をふんで、固有の伝統と特性とを築きあげていったものに外ならない。日本においても、古くから民族の形成や国民の自覚に伴って、文化活動のエネルギーを傾倒した文化財の数々を産み出しており、それらが時代を追って集積し、保護されてきた情況は、これを歴史の上でたどり得るばかりでなく、豊富な遺跡や遺品によつて実証することができる。

まず日本の古代における文化財保存の情況を、如実に物語る適例としては、奈良、京都の古社寺を中心とする古代宗教美術の収蔵品の、優秀さと豊富さとに目をみはらざるを得ない。ことに当時は古代国家の宗教政策として、官立の諸大寺を造立し、その造形的な莊嚴に力を尽して、輪奐の美をほこつたが、これらの造形技術に携わつたものとしては、大陸から渡来した帰化人系統の技術家が、圧倒的に多かつたらしく、そのためばかりではないが、とにかく曰

本の古代美術の特色は、隋唐前後のアジア地域全体に通じる、国際的な世界性を発揮するようになった。

この点はひとり宗教芸術のみならず、古代宮廷貴族の生活を具体的に伝える、正倉院収蔵の数多い調度品類の、高雅な工芸美にも、色濃く流露している共通点である。古代から中世以後になつても、社寺の境内は戦乱から免れる都合が、割に多かつたのに加えて、特に正倉院は嚴重な勅封による宝庫として、その収蔵品の保存状態は、奇蹟に近い完好さである。その点では、大陸における古代文化財の消亡の欠を補うべき貴重な資料として、学術上でも世界的な価値がうたわれている。

元來、日本は極東の島国として、自国の文化芸術育成の途上において、常に大陸から重要な文化資料を、次々と仰いでいた關係上、それらの海外文化の遺産をも、大切に保存する慣習が馴致されており、ひとり隋唐中心の古代芸術に限らず、中世以来の宋元明清にわたる芸術の粹をも、多数保存して今日に至つており、それらは禅林の五山十刹を初めとして、幕府や大名や富豪等の秘蔵に係るものが多かつた。このように、古來の文化財保存の实情は、その中に海外所産の大陸芸術を多数含んでいるが、これは日本の民族的な文化の育成に寄与した貴重な資料で、決した他国の財宝の單なる集積ではない。これらを受け入れて化育した自国の文化芸術が、次々と豊潤な色香をたたえて、開花してゆく盛況のめざましさは、歴史的な資料や豊富な遺作によつて、明らかに実証されることである。

古代から中世にかけて、社寺建築における和様の成立や、住宅における書院造りの創成、唐絵に対するやまと絵の発達、ことに絵巻物にみる独自の様式展開などは、民族的な文化伝統の形成の上で、まず大きく取りあげられるものであり、また近世におけるかがかやかしい障屏裝飾画の發展や、江戸民衆のはなやかな浮世絵版画の流行や、その他諸藩の窯業による陶磁器の盛行、蒔絵漆芸の發展など、近世日本が達成した国民芸術の多彩な様相は、日本の文化財の特色を十分に發揮したものととして、その独特な進展成果を自賛するに足りるであらう。

このような有形の文化財以外に、中世以降、民衆文化の盛り上りの中から形成されてきた能や、歌舞伎や、郷土芸能等における無形文化財の数々も、また国民的な伝統の型を継承しながら、今日まで遺存しており、更に民族文化の源流を、有史以前までさかのぼってみれば、埋蔵文化財たる縄文式土器や、弥生式土器の特異な造形美の中にも、大陸にはほとんどみられぬ独自の特色が看取されよう。

このように、日本の文化財をみわたしてみると、そこには世界的な広がりを持つ大陸文化から、特殊な伝統を形成する島国文化への歴史的な変遷と、民族的な進展のあとが示されていることが認められるが、このような日本文化の発展過程の解明には、歴史上の文化財保護の事例の側からも、一応展望してみる必要がある。もちろん長い歴史の変遷と、自然的な風霜の中に、古来集積された文化財が、次第に損傷してゆくのは、まぬかれ難いところであるが、これに対処して、その修理保護のために努力した古人の業績も、また決して乏しくはない。

古代国家の財力を傾けて造立した東大寺の大仏は、その後罹災の多い点で著名であるが、まず一世紀後の斉衡二年（九世紀半）に頭部が顛落した。この時は、鑄工齋部文山が苦心を重ねて、数年後にこれを復旧したが、治承元年（十二世紀末）に平氏の東大寺焼打ちに逢つて再び顛落し、伽藍仏像等の損傷もまた言語に絶した。当時重源上人の勧進や、頼朝の被護によつて復興の事業は完成したが、この時大仏の修理を担当した宋人陳和郷の技術や、多数の仏像の復興に当つた木仏師群の力量は注目すべきもので、ことにその中心作家たる連慶、快慶の活躍は、鎌倉彫刻史上の劃期的な新運動としてめざましい。当時、東大寺法華堂も修理され、天平のおもかげを今日に伝えていることは、周知の通りであるが、大仏の頭はその後永録十年（十六世紀後半）、戦国の騒乱で三度目に落ち、その地の武人作家山田道安が、独力でこれを修理したことは、あまり世に知られてない。なお、鎌倉時代における修理復興事業の実績は建築彫刻、工芸品等多数にわたっているが、その中法隆寺中門の二王像、五重塔の塑像、金堂の天蓋、秋篠寺の梵釈、披

芸天像、教王護国寺講堂の諸仏、三十三間堂の千体千手観音像などの修理は逸しがたい例である。

仏画の領域では、神護寺の高雄曼茶羅の修復が、もつとも顕著な適例であろう。この曼茶羅は天長年間（九世紀後半）の大作で、東密の根本的な大曼茶羅として、法会の時の使用度も頻繁だったためか、延慶二年（十四世紀半）頃には絹が断ち切れ、辛じて断片を箱の底に納めて置く状態となっていたが、神護寺では一カ年余をかけて慎重にこれを修補し、諸仏の姿も普通通りに復したという。下つて近世では、厳島神社の平家納経の修理がことに注目される。安芸守となつた福島正則は、慶長七年（十七世紀初め）平家納経を修理して、これを入れる蒔絵の唐櫃をも奉納したが、欠失した経巻の表紙や見返しのは、依屋宗達に新補させたものと推察される。ともかく、高雄曼茶羅や平家納経が、美しい製作当初の面目を、現在まで保っているのも、古人のこのような修理事業の力によるところが多い。

中宮寺の天寿国曼陀羅や、当麻寺のいわゆる当麻曼陀羅等は、古来の信仰や保護にもかかわらず、今日では損傷が甚しくなつてしまつたが、文永十一年（十三世紀末）の天寿国の新曼陀羅の作製や、文龜三年（十六世紀初）の当麻曼陀羅の模本作製等は、原本の模写模造事業の一例とみてもよいであろう。清涼寺の釈迦像や、善光寺如来の模刻が流行したのも厳密な模造とはいいがたいが、古い祖形の継承として留意されよう。その外、十二世紀平安末期の頃から、大陸請来の唐本圖像やその後の圖像を集大成する事業が、密教寺院の僧侶の間に栄え、これによつて古来の圖像伝統の究明に資したことも忘れてはならない。

しかし、以上あげたような諸々の事例の外に、直接に文化財そのものを伝世し、活用した事業の側に目を転じてみると、この方面でも、重要な幾多の事例に逢着する。その中ではまず、寺院の経蔵、貴族や武家の文庫学校等の存在をあげなければならない。もちろん右のような事業は、主として図書蒐集の形で経営されているが、多くはそれによつて、諸階層それぞれの教育に資するためのものでもあつた。寺院の経蔵としては、前にあげた正倉院を初め、平安

時代以来は、京都附近の石山寺、教王護国寺、比叡山、高野山、東北の中尊寺等々、いずれも著名な経蔵を有し、これらは大蔵経典を主としながら、その他の外典や仏教美術の作品に至るまで、その収蔵は豊富なもので、これが僧侶の養成や、学問研究にも役立つていたことはいまでもない。官庁関係では図書寮、大学寮があり、前者は写経の事業をも担当し、後者は官僚の教育に当たっていたが、いずれも内外の図書を初め、多数の文化資料を収蔵していた。更にこのような図書や、資料の豊富をほこる文庫、宝蔵の類が平安時代以来、宮廷や貴族の間に数多く創立されたが、その中でも、後白河院の蓮花王院宝蔵は、図書を初め佛像、絵画、楽器等、その範囲のひろく充実している点で、ここに著名であつた。

右のような気風は、以後武家の為政者たちの間にも継承されて、中世の学問、教養の普及に資するところが多かつたが、その中でも、北条実時以下三代の経営にわたる金沢文庫と、上杉憲実の再興による足利学校とは、もつとも有名なもので、その蔵書類は現在も貴重な資料となつている。

近世に入つては宮廷、幕府、民間等の文化施設の中に、古典保存や、学問教養の機関が次々とあらわれて、枚挙にいとまがない有様である。その中で為政者側のものとしては、徳川幕府直属の大学や、紅葉山文庫をまず挙げなければならぬが、全国諸藩でもこれにならつて、多数の学校、文庫などを設けた。また町人の社会でも、その経済上の進展に伴つて、文化的な自覚も高まり、古書宝物の蒐集はもちろん、古典複製の事業にまで力を注ぐようになった。

以上文化財保護の概略を、歴史上の事例によつて展望してみたが、明治以後のことについては、第二章以下の各論にゆづつて、ここでは触れない。すでに前に述べた通り、人間の文化活動としては、伝統の継承と個性の創造とが、進化の過程において不可決の關係にあり、文化關係の事業も、この二つの機能をそこなわぬように、保存と活用との両面工作を忘れてはならないが、これを日本の歴史上の事例に徴すれば、その間に多少の消長はあつても、とにかく

この両面が常に相伴つて、発達してきたことが知られよう。ただ明治以前の文化事業としては、もちろん公共的な意義の自覚は、十分とはいいがたく、個人的な蒐集や、せまい階層の中だけに利用される程度のものが多かつたらしい。この点では、明治以後今日に至つて、初めて文化遺産の保護が、社会全般に通ずる公共的な目的として、とり上げられるようになったわけである。

第二章 わが国における文化財保護行政のはじまり

第一節 明治維新と文化財

明治維新はわが国における従来の諸制度、学問思想、風俗習慣等を急激に改革し、当時における文明開化の流行語で知られるように、実利主義の影響として歴史的伝統的なものをすべて旧物として破壊する風潮がみなぎり、これがためわが国古来の純風美俗も、伝存する貴重な美術品、建造物等にいたるまでいわば邪魔物扱いにされ、旧物破壊を文明開化の洗礼者のように誤解し、当時一般社会の人々を支配して往々にして大きな行き過ぎが行なわれた。これに加うるに明治元年三月には神仏分離令が布告され、従来神社における僧形の別当社僧は還俗することを余儀なくされ、ひいては仏教関係の例えば仁王門、五重塔、鐘楼その他の建築も破壊される運命に陥つたのであつた。これが基因となり更に一層拡大されていわゆる廃仏忌、釈の嵐が社会に吹き荒さび、遂に寺院のうちにも廃寺、合寺が行なわれ僧侶のうちには帰農する者も少なくなく、あるいは寺院の経済力も極度に窮迫していつた。これがためにあるいは仏像経巻、仏教関係の図書器具類等を焼きすて、あるいは破壊し、あるいは古物商の手に渡すという事態も少なくなかつた。この明治維新における旧物破壊主義や廃仏忌、釈の影響によつて、わが国の古文化財はその保存上きわめて危機に直面したのであつて、いまその一例を辻善之助氏著「日本文化史」にもとめても明らかのように、興福寺五重塔、姫

路城天守閣、彦根城天守閣等が払い下げの運命にあいながら幸にして取り止めとなり、あるいは東京芝増上寺並びに上野寛永寺徳川家の廟が焼き払られるとの説があつたり、あるいは名古屋城を無用の長物として城内建物を取壊すことを上書請願したことや、鬱蒼たる上野公園の樹木を伐採払い下げようと、あるいは天平写経が奈良にあつて荒縄で数十巻ずつ束ねて古物商の店頭で売られ、あるいは鎌倉大仏を外圍へ潰しの値段で売ろうとしたこと等その他同著書には幾多の事例を挙げているが、これらの事例をもつて見ても、実に明治維新直後のわが国における古文化財は保存上まことに憂慮すべき危険の状態に置かれていたのである。

第二節 古器旧物保存方の布告

明治維新後における西欧文物の讴歌崇拜と他面旧物破壊主義に加うるに廃仏忌、釈の嵐によつて、古文化財は危機に直面したが、これとは反対にわが国古来伝存の古器旧物類を保存することの急務であることが識者の間に深く認識されるに至つたこともまた幸いであつた。なかんづく明治四年四月二十五日大学は古器旧物の保護令を布達することを建言した。その目的は集古館建設と併せて古器旧物の保護にあつたようであるが、当時の献言書によれば「集古館建設ヲ建議致候一大要ハ既ニ外務省ヨリ及献言候旨ニ付、更ニ贅言不仕候へ共、成辰干戈ノ際以來、天下ノ宝器珍什ノ及遺失候モノ儘有之哉ニ伝承致シ、造徳ノ至ニ有之候、特ニ近來世上ニ於テ欧州ノ情実ヲ悉知不仕候輩ハ彼国日新開化ノ風ヲ以テ徒ニ新奇發明ノ物ノミ貴重仕候様誤伝致只管厭旧尚新ノ弊風ヲ生シ経歳累世ノ古器旧物敗壞致候モノ不願既ニ毀滅ニ及候向モ有之哉ニ相聞ヘ考古ノ徴據トモ可成候物逐日消失仕候様成行実以可惜次第ニ有之候、抑西洋各国ニ於テ集古館ノ設有之候ハ古今時勢ノ沿革ハ勿論往昔ノ制度文物ヲ考證仕候要務ニ有之大学ニ於テモ必要ノ要件ニ候間何

卒右等ノ物品遺失不仕候様致度併當時内外御用途御多端ノ折柄ニ付若集古館御建設ノ儀速ニ難被為行側儀モ有之候ハバ姑ク府県へ御布告相成歴世相伝仕居候宝器ハ勿論自余ノ雜品ニ有之候共考古ノ徵證ニ可相備品物ハ精々保護相加候様 御沙汰有之且夫々専務ノ者被命古器物ヲ圖畫ニ摹写致羅集編成ノ儀被仰付候様有之度若シ當時ノ世態ニシテ更ニ一歳有餘ヲ打過候ハバ天下ノ古器宝物ハ大概壞滅仕意ニハ其形似モ不存候様相成行候患害無之トモ難申候間何卒至急御処置有之候様仕度此段献言仕候以上」とある。太政官もまたこの献言の至当なることを認めて、明治四年五月二十三日「古器旧物保存方」の太政官布告がなされたのである。すなわちこの布告書には「古器旧物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候為メ其裨益不少候処自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ実ニ可愛惜事ニ候条各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器旧物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事但品目並ニ所藏人名委詳記載シ其官聽ヨリ可差出来」とあり、その別紙品目には、祭器、古玉寶石、石弩雷斧、古鏡古鈴、銅器、古瓦、武器、古書、画、古書籍並びに古経文、扁額、藥器、鐘鈺、碑銘墨本、印章、文房諸具、農具、工匠器械、車輿、屋内諸具、布帛、衣服裝飾、皮革、貨幣、諸金製造器、陶磁器、漆器、度量權衡、茶器香具花器、遊戯具、鐘織等偶人並びに兜玩、古仏像並びに仏具、化石の三十一部類に大別し、部類ごとにその例証を挙げている。そしてこれらの品物は上は神代より近世に至るまで、和品舶載に拘わらないことをことわっている。

思うにこの太政官布告によつて伝世品等の散逸を防ぐために、ようやく政府は各所藏者の啓蒙を促進したことは推察できるが、この布告の結果によつて十分な資料がないので当時政府はどのような具体策を講じたかは不明である。しかしこの太政官布告はおそらくわが国における古文化財への再認識と保存思想の普及に役立ち、またこれを機会に古器旧物の目録類によつてその全国的調査が行なわれるようになった原因とも考えられ、更に明治三十年古社寺保存法制定に至るところの濫觴となつたものであるといつてもよいであらう。

第三節 古社寺保存金の交付

明治十三年頃から内務省では全国における主要な古社寺等に対して保存金を交付しているが、山崎有信氏著「古社寺便覧」によれば、この交付は明治十三年度から同二十七年度まで実施されている事実が明らかであつて、これを府県別に見ると、第一表のとおりで、

第一表

都道府県別	社寺数	都道府県別	社寺数
北海道	1	愛知県	53
青森県	2	三重県	1
岩手県	1	滋賀県	47
宮城県	5	京都府	109
山形県	1	大阪府	27
茨城県	8	兵庫県	16
栃木県	7	奈良県	57
群馬県	5	和歌山県	18
千葉県	27	鳥取県	2
東京都	8	島根県	5
神奈川県	28	山口県	6
新潟県	3	徳島県	3
富山県	3	香川県	12
石川県	2	高知県	2
福山県	1	愛媛県	1
山梨県	1	福岡県	9
長野県	1	熊本県	10
岐阜県	11	大分県	5
静岡県	22	合計	539
	12		

さらにこれらの保存金交付年度と交付金額は第二表のとおりである。

第二表

年度別	社寺数	交付金額 円
明治13	5	5.500
14	7	5.800
15	27	10.100
16	31	10.400
17	38	13.800
18	55	13.350
19	53	8.900
20	58	11.200
21	46	8.900
22	57	8.450
23	57	10.400
24	40	5.300
25	24	2.150
26	29	3.450
27	12	3.300
合計15	延 539	121.000

明治十三年度から同二十七年までの十五年間に交付された交付金総額は十二万一千円に達し、交付対象の社寺等は第一表のとおり五百三十九で、同一社寺に対しての交付は特別の例を除いて一回限りのようである。そしてこの保存金は一社寺当たり最低五十円とし最高二千円程度であるが、後に示すような多少の例外はあつた。奈良県では法隆寺、談山神社、滋賀県では延暦寺がいずれも明治十五年度に二千円の交付を受けている。又和歌山県では金剛峯寺が明治十七年度に二千円を受けていることを特筆すべきであろう。このほか栃木県の足利学校が明治十三年度に千円、奈良県の唐招提寺が明治十七年度千五百円、長谷寺及び当麻寺が明治十六年度に千円、京都の平等院が明治十四年度に、仁和寺が同十六年度に、教王護国寺が同十八年度に、滋賀県の石山寺が同十七年度に、宮城県の瑞巖寺が同十七年度に、島根県出雲大社が同十九年度にいずれも千円の保存金の交付があつた。又特別の例ではあるが年度継続として滋賀県の園城寺が明治十五年度三百円、同十六年度千二百円、同二十三年度に四百円合計千九百円を、栃木県保

晃会が明治十三年度及び十四年度において各四千円計八千円の交付を受けている点は大いに興味あるところである。

思うに内務省がこのように当時古社寺保存金を交付した趣旨については、多分に社寺に対する維持基金の性質を有するものによつて、もちろん堂塔伽藍社殿等の修理に支出することに對してもさしつかえなく、これによつて社寺自体の維持運営が円滑ならしめることであれば問題ではないはずである。現実にはこれらの維持修理に充当した事例も無くはないが、今日のような建造物等の維持修理費に對する国庫補助金とは異なつていゝもので、交付理由についても多くは堂塔伽藍の永続もしくは社殿の維持保存のために、その保存金を別途積立てをして利子金をもつて社寺建造物の維持修理にあてるよう奨励させていたようである。それらの事情については次のような当時の公文書によつてもうかがえる。

埼玉第一三三号

埼玉 県

其管下武蔵国南埼玉郡鷲宮村神社鷲宮神社建造物保存資金の内へ金參百円下附候条於其県適宜方法相設監護方注意致し毎年末計算書取調可届出候旨相違候事

但建造物の位置坪数等の見込絵画取調差出すべし

明治十八年十一月二十四日

内務卿伯爵 山縣有朋

庶常第三七九号

鷲宮 神社

今般其社建造物保存資金の内へ金三百円下附の儀相違候に付ては永続維持の爲め談金を公債証書に交換本廳に於て

保管候条建物修築等にて費用を要する時は可成利子金の内を以て支弁すべき目途相立其の時々詳細申出認可を受くべし此旨相達候事

但建物の位置坪数等の見取絵図取調正副二通差出すべし

明治十八年十二月一日

埼玉県令 吉田清英

これによつて見ても今日のような解体修理による多大の経費に対して、その何割かを国庫補助するというのではなく、おそらく建造物の維持保存上小修繕ですむものはすますように、しかも利子金をもつて支弁させようとした考え方が知られるのである、

したがつて交付された社寺は毎年度精算書を一定の様式に基づいて内務省へ報告することになつていたのであるが、明治三十年六月五日（法律第四十九号）古社寺保存法が公布制定されて、同法第十七条に「本法施行前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十条乃至第十二条ヲ適用スルコトヲ得」と規定し、保存金は地方長官がこれを管理し、差押え等を行うことができない旨を明らかにした。

第四節 臨時全国宝物取調局の設置

明治四年五月「古器旧物保存方」の大政官布告が発せられたことによつて、全国の所蔵者等からは相当多数の宝物類の目録が提出されたであろうことは想像にかたくはない。おそらくこれらの資料に基づいて政府は、更に全国の宝物類の調査を実施することとなつたのではあるまいかと思う。そして当時における古美術品の調査については、天心

全集によつても一般の空気が察せられるのである。すなわち同全集によれば「岡倉天心は時の文部少輔九鬼隆一氏の知遇を蒙り明治十七年六月京阪地方への出張は特に同氏の旨を承けて古美術に関する事項の調査に従事し」とあり、あるいは「明治十九年七月予て本邦美術品保存の件に關し文部省と宮内省との間に商議する所ありしか機熟せしにやの時天心先生社寺所藏の美術品を檢閲し其の保存に適當なる処置を為すべき用命を帯びて京都、大阪（当時奈良県未独立せず大阪府管下に在り）滋賀、和歌山の二府兩県へ出張せられる」等のことから既に明治十七年頃から古美術品調査の機運が動いていたことが察せられる。更にその後の事情については明治二十一年九月臨時全国宝物取調局だの設置以前すなわち明治二十一年五月二十四日、六月五日、同十一日、同十五日、同二十一日、七月十二日、同十四日、同十八日、同二十三日、同三十日、八月二日、同六日、同九日、同十三日、同十八日、同二十九日、同三十日、九月四日、同六日の官報彙報欄には「美術取調ニ關スル報告摘要」として九鬼圖書頭の一行の調査日時、調査府県、調査の社寺個人名、調査点数等を記載し、しかも優等と認めたものとこれに次ぐべきものとの各点数を挙げ、更にこれを類別して優等と認めたものと並びにこれに次ぐべきものうち、古文書、絵画、彫刻、美術工芸品等に分類し、個々の品名と員数とを掲げているのであつて、当時この調査がどれ程重要視されていたかが十分にかがうことができる。いまこれらの官報にあらわれている一回の出張にあつて最も多く調査した点数は二千三百点に及び最も少ない場合でも六百点と下らなかつた状態であつたことについても一驚する次第である。これらの調査は前述のように臨時全国宝物取調局が設けられる以前のことには属するのである。

かくて明治二十一年九月二十七日、臨時全国宝物取調局が宮内省に置かれたのであるが、これらの設置に関する官制等が不明であることは遺憾である、ただ明治二十一年九月二十八日官報彙報欄の官庁事項に「臨時全国宝物取調局宮内省中臨時全国宝物取調局ヲ置ク旨昨二十七日宮内大臣ヨリ省中一般へ達シタリ」の記事があることによつて、同

取調局は宮内省に同月二十七日設置された事実は明らかであり、次で同日の官報に次のように委員長、委員及び掛の発令があつたのである。

臨時全国宝物取調委員長被仰付図書頭	九鬼隆一
文部次官	辻新次
元老院議官	田中芳男
内閣書記官長	小牧昌業
文部省専門学務局長	浜尾新
小松宮別当	桜井能監
臨時全国宝物取調委員被仰付	
非職元宮内省四等出仕	川田順
博物館長	山高信離
内務省社寺局次長	寺島秋介
東京美術学校幹事	岡倉覚三

臨時全国宝物取調掛被仰付（以上九月二十七日 宮内省）

なお同年十月九日官報には次の発令があつた。

臨時全国宝物取調掛被仰付（十月八日 宮内省）

修史局編修長 重野安繹

かくて臨時全国宝物取調局は、明治二十一年九月二十七日をもつて発足し、次いで十月下旬には滋賀県下の社寺及

び個人所有の宝物類を調査しているが、これらの事情に関しては、同年十二月六日の官報に次の記事があるので参考のため煩をいとわず記して置きたいと思う。

○宝物取調ニ関スル報告摘要（第一報）

九鬼臨時全国宝物取調委員長ノ一行ハ十月下旬滋賀県着以来同県下社寺及人民私有ノ宝物ヲ調査シ来リシ処今日マテニ委員長ノ再檢セル寺院ハ滋賀郡寺辺村ニ於ケル真言宗本山石山寺、同郡別所村ニ於ケル天台宗本山園城寺及二箇寺其他塔中諸寺院ナリ茲ニ石山、園城二箇寺ノ来歴要概ヲ掲クレハ石山寺ハ天平勝宝年中聖武天皇ノ勅願ニ依リ建立セラレタルモノニシテ其後数々修繕ニ係レリ其境内ノ坪数ハ六千七百有餘坪、其寺院ハ十七箇寺ニシテ現存ノ寺中ハ法輪院、密藏院、世尊院、持宝院、園乘院、吉祥院、明王院、宝性院、醫王寺、又境内ノ仏堂ハ宝塔、御影堂、毘沙門堂、礼堂、食堂等ナリ又園城寺ハ天智天皇ノ建立セラレタルモノニシテ初メテ崇福寺ト称セリ貞觀年中金堂修造、後白河院及鳥羽院ノ御宇今ノ園城寺建立降テ慶長四年豊臣秀吉之ヲ再興スト云フ其境内六万三百有餘坪、飛地境外坪数二万有餘坪ニシテ其境内ノ寺院ハ三十六箇寺即チ之ヲ細録スレハ円満院、金乘院、法皇院、勸学院、善法院、園宗院、北林院、真如院、玉泉院、千乘院、宝寿院、万徳院、本寿院、竜泉院、妙嚴院、勸持院、東南院、本行院、戒定院、覚勝院、光浄院、唯覚坊、財林坊等又飛地境外寺院ハ二十九箇寺即チ之ヲ細録スレハ法明院、近松寺、定光坊、東宝坊、妙覚坊、法性坊、光藏坊、尾藏寺、南勝坊、玄養坊、正覚坊、蓮泉坊、専藏坊、微妙寺、専光坊、正藏坊、茲性坊、珠光坊、水觀寺、円宝坊、財光坊、財泉坊、常在寺、成円坊、慶学坊、常実坊、萬成坊、常明坊、兩願寺ナリ又仏堂ハ境内ニ於テ教待堂、食堂、普賢堂、唐坊、灌頂堂、長日護摩堂、不動堂、千手堂、百体堂、地藏堂、護法善神堂、本地堂、如意輪堂、飛地境外ニ於テ文殊堂、新羅善神堂、般若宿堂、阿弥陀堂、毘沙門堂、薬師堂、地藏堂ナリ。右兩寺及塔中ニ於テ点檢セル總數ハ八百有餘点ニシテ内先ツ優等ト認メタルハ二十九点又之ニ次クヘキモノハ百四

十七点ナリ今之ヲ類別スレハ即チ左ノ如シ」として優等品の部において種別、物名、箇數、物質、大きさ、作者及び伝來作者、所有者等の欄を設けて極めて具体的に記載されている。そしてこの調査において認められたものには、絵画一七点、彫刻一二点であつた。またこれに次ぐものとしては、古文書一三点、絵画六六六点、彫刻品五七点、美術工藝一一点であり、これらに対してもすべて名稱、点數、所有者等を記載している。このように臨時全國宝物取調局が発足してからの調査活動は同二十二年二月末までの約五カ月間に第一報から第二十二報までの記事が官報に登載されているのをみてもその活動は実に目覚ましいものがあつたことがうかがわれる。その後明治三十年六月古社寺保存法を制定するに及んで初めてわが国における保存行政の確立を見るに至つたのであつて、ようやくにして古社寺の所有に属する貴重な宝物類を保存する方が開けたので、同年十月に宮内省はこの臨時全國宝物取調局を廢止して、その事務を博物館に引継いだのである。いま宝物取調局設置期間における実績を顧みるに、優秀品に対して鑑査状を發行し、あるいは登録をした宝物類は実に多數に及び、これによつて一般國民をして古美術品保存の認識を深めた功績は多大であつた。當時の実績について帝室博物館略史の所載による鑑査表を参考のために掲載すれば次のようである。

臨時 宝物取調局 鑑査表 (自明治二十一年五月至明治三十一年五月)

古文書	繪画	彫刻	美術工藝	書蹟	總計
七	五六	三四	四七	三	一四七
三	一六三	一〇八	三九	一〇	三二三
一六	四九七	三八六	一七一	四四	一一一四
三四	八三二	七四四	三五七	六八	二、〇三五
八一	一、七八一	一、四二二	九四四	一五九	四、三七七
七二五	一〇二	三二六	一二七	五六	一、三三六
七四	二、一八九	二、〇九〇	一、一三四	一七八	五、六六三
一六、七六九	六九、一一一	四一、四五〇	五四、六一七	一八、一四七	二〇〇、〇九四
一七、七〇九	七四、七三一	四六、五五〇	五七、四三六	一八、六六五	二二五、〇九一
合	計				

第三章 古社寺保存法による文化財の保護

第一節 古社寺保存法の制定に至るまでの経緯

古社寺保存法は、明治三十年制定され、昭和四年国宝保存法制定まで、約三十年間にわたり国家的文化財保護制度として存続した。この古社寺保存法は、それまで内務省あるいは宮内省によつて、ばらばらな形で行なわれてきた保護制度を一本にまとめたもので、保護制度史上画期的な法律といふことができるが、そればかりでなく、その内容もかなり整備されたものであつて、有形文化財に関する部分は、今日の文化財保護法にいたつても、なお大綱に変化がないといつても決して誤りではない。かような重要な法律であるので、まず、その制定に至るまでの経緯についてやや詳細に述べておきたい。

古社寺保存法制度にいたつた最大かつ包括的な理由は、明治二十七、八年の日清戦争後に勃興した民族的自覚であつた。このため明治維新以来廃仏、釈、旧幣打破のもとに、文化財およびそれを多く所有する社寺を荒廃のままに放置していたことが反省されたのである。このような大きな時代の風潮があつたとはいえ、実際に法律制定を推進することは容易なことではなかつた。しかしながら、このような時に岡倉天心、伊東忠太という人を得るといふ幸いもあり、文化財保護史上特記すべき時を迎えたわけである。

岡倉天心は本名を覚三といい、文久二年の生れである。若くして九鬼隆一の知遇を受け、すでに明治十七年京阪地方に出張、古美術に関する調査に従事したが、さらに十九年には美術取調委員となり、同年より翌二十年にかけて九月間ヨーロッパ視察の旅にのぼつた。この時ヨーロッパ諸國の古美術保存制度をまのあたりみて、のちの古社寺保存法の構想は彼の胸中にくみだてられていつたことであろう。

やがて明治二十年に臨時全国宝物取調掛が設置されるとともに、天心はその委員となり、各地に出張して古美術の調査にあたつた。

このようにして調査の実は漸次あがりつた。明治二十九年五月には、新たに古社寺保存会が設置されることとなつた。同時に天心はその委員を命ぜられ、九鬼会長のもとにあつて主として保存法制定の議にあずかつた。この時は社寺局原案が由緒来歴等を重んじていたのを排して、むしろ歴史的、芸術的な価値を尊重するよう主張したといふ。

ちようどこのころ建築方面においても伊東忠太があらわれ、岡倉天心と深い交友を結びつつ保存制度樹立に努力していたのであつた。伊東忠太は慶応三年の生れ、明治二十五年帝國大学工科大学造家学科を卒業、さらに大学院に入つて日本建築史研究を志した。翌二十六年にははやくも東京美術学校講師となり、ここに当時校長であつた岡倉天心と相知るようになったのである。

伊東忠太は二十七年「日本建築術に於ける曲線の性質を論ず」以下、数年間にわたり建築雑誌に相ついで論文を発表し、日本建築史の大綱を造りあげていつた。これには岡倉天心の指導がかなりあずかつて力があつたといふ。

明治二十八年、伊東忠太は平安神宮造営のため京都に居住していたが、たまたまこのころ、全国宝物取調局総裁であつた九鬼隆一の講演が開催された。伊東忠太もその講演をきいたが、このとき九鬼隆一は建築に一言もふれなかつ

たので、早速一書を送り、その不当を抗議した。これに対し九鬼隆一からは書簡が送られ、釈明するところがあつたが、これが動機となつたものか、伊東忠太は翌二十九年には臨時全国宝物取調局臨時監査掛を依頼され、さらに同年古社寺保存会の設置とともにその委員となつた。

この伊東忠太の活躍と時期を同じくして、塚本靖は法隆寺、中尊寺日光廟について裝飾論を展開し、関野貞は「鳳凰堂建築説」を発表し、日本建築史研究はきわめて盛況を呈した。これらはすべて建築雑誌に掲載されたのであるが、建築雑誌は一貫して建築史学及び古建築保存の方途について高い関心を示しているのは注目される。たとえば建築雑誌明治二十八年二月号によると、「國家は古建築物を保存すべし」なる論説が「国会」誌上にのせられたことを報じている。その引くところをみると、筆者は明らかとされてはいないが、伊東忠太文獻目録の編者によれば、伊東忠太の筆になるものという。その内容は古建築の実情をきわめて明快にしており、かつその保存の方法につき適切な提案をしているのである。

「法隆寺は奈良寺院中最も旧く本邦建築物の模範にして宝器の多き亦之れに比すべきものあるなし、然るに今や礎柱傾きて支木林の如くに立ち、門扉腐壞して開閉する能はざるが如くなるも、之に修覆を加へず封蔵は無数の国宝を収むるも纒に雨露を遮ざるに過ぎず……東大寺、興福寺、薬師寺、法華寺、新薬師寺、元弘寺の諸寺院は荒涼凄惨を極め空堂扉破れて僧の守るなく、仏像は雨露の裡に座し……」とあり、当時東大寺大仏殿の軒先は約一丈のうねりを打つていたと伝えられているから、この記述も修飾による強調はあつたにしても、決して事実を曲げたものではない。さらに筆者はいふ。

「……之を顧みるものなきは夫の泰西諸国法律を以て其旧跡を保存し或は又古墟の採掘を制限し、古昔の器物建築物が永世に伝え以て國家的觀念を喚起せしむるものと日を同うして語るべきにあらざるなり……其れ伽藍殿堂の保存を

必要なりとするは徒らに國家の文華を装点せんが為めのみならずして、歴史を徵證すべき原料たらしめんが為なり……故に政府にしてこの案を出すならんか議會は同案を提出して社寺の保存を謀り、建築美術の模範をして其跡を滅するなからしむると同時に、國家的觀念を涵養するの途を杜絶せしめざらんとす、亦以て國家の急務たるべし」と。まさに卓説というべきであろう。

建築雑誌が古建築に関し高い関心を示しているのに対して、美術方面では意外に主張されるところがなかつた。たとえば「國華」のごときも、保存制度あるいは事業について一行も伝えていないのは、この誌の編集方針によるのかとも思われるが、興味ふかいことである。

以上のような学界、言論界の主張のほか、この時期には、伽藍社殿の修理につき国費補助の請願が活発となつていくことも注目される。まずその好例は日光の場合である。

日光の保存については、すでに保晃会が設立され、十万余円の醸金をもつて事にあたつていたが、多くの建築は大修繕を要すべき時期に到達していたので、

- 一、修繕費八十万円を二十九年に国庫より支出すること。
- 一、工事調査、監督は日本漆工会、日本美術協会に囑託すること。
- 一、工事費の出納は県において行なうこと。
- 一、万一工事費が支出できないときは四万円ずつ二十九年貸下げを請い、翌年より無利子四十一年で返納すること。

というまことに大規模な構想をもつて議會に請願をし、第九議會（明治二十八年度）において採択されるに至つた。なおこの議會では、このほか京都、奈良の有志から社寺保存に関する請願が提出され、採択となつていく。

以上述べたような識者及び社寺、又は関係者の熱心な運動に応じて、議會側の治動も漸次活発となつてきた。すなわち第八議會（明治二十七年）の衆議院において、はじめて「古社寺保存に関する建議案」が提出、可決され、貴族院においても同様趣旨の建議が提案される見込であつた。しかしたまたま日清戦争に際していたので、その影響もあり、これはついに見送りとなくなつてしまつた。しかし次の第九議會においては、改めて貴、衆兩院とも「古社寺保存會組織に関する決議案」を可決し、ここに古社寺保存會が内務省内に設置されることとなつたわけである。

このような各方面の努力はついに古社寺保存法案の政府提出となつて実を結んだ。すなわち第十議會（明治二十九年）において、法案はまず貴族院に提出され審議をうけることとなつた。この政府原案は二十箇条（附則とも）からなつていたが、貴族院で審議の結果、各種の修正を受けたのであつた。

修正点の主要なもの二、三を拾つてみよう。第二条及び第四条の規定による内務大臣の決定については、古社寺保存會に諮問すべきことを挿入し古社寺保存會が官制として存続する根拠をおいたのである。次に第四条では原案は宝物類に国宝の資格を定めるだけであつたのを、建造物についても特別保護建造物の制を加えている。これなどはかなり大きな修正といえよう。なお指定に伴ひ官報告示することも修正の結果定められた手続である。さらに最大の修正点と思われるのは、第十六条に保存金及び補給金として年間十五万円ないし二十万円支出すべきことを新たに定めたことである。これについては、ある議員は「若し此規定がないときには終始大蔵省は拒んで實際は此法律に依つて達せんとする所の目的の三分の一も五分の一も達することが出来ないと考える」といい、また他の議員は「此古社寺保存のことはどの位費用を掛けるか際限のないことで若し是に金額を掲げてなかつたならばどの位の金額の金高に上るか計り難いことと思う」など相反する規正意見が折れ合つた結果定められた額であつた。政府側としても内務省は二十万円を希望し、大蔵省側は予算のないことを理由にこれまでの保存金額である五万円にとどめるよう強く主張

するなど、意見の衝突があつた。しかし結果は貴族院修正どおり十五万円と二十万円におちついたわけである。當時としてはこの金額はかなりの額であつて、よくここまで踏み切つたものと今昔の感に堪えない。

なお法案にはその他かなり修正箇所があつた。たとえば内務大臣又は地方長官の権限をやや漠然とした規定としたり、罰則をゆるめたことはその例である。条文の加除も行なわれたが、やはり二十箇条から成るものとして可決になつたのである。この修正案送付を受けた衆議院では格別の異議もなく、貴族院修正案のとおり可決、ここに古社寺保存法は成立した。

第二節 古社寺保存法の内容とその運用

古社寺保存法は明治三十年六月五日、法律第四十九号として公布された。その全文は第三篇二に示したとおりであるが、ここに重要な点について解説しておこう。

まず、「社寺ノ建造物及宝物類ニシテ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ宝物資格アルモノト定ムルコトヲ得」（第四条）とある。ここでは「資格あるものと定む」とあつて指定とはいつていないが、実際上は指定制度がはじめてここに制定されたのであつて、特に意義が深い。しかしこの場合、のちの国宝保存法及び文化財保護法とは少しく異なることに注意しなければならない。すなわち国宝保存法、文化財保護法では、まず指定制度があり、その指定物件に対して補助金を交付できるように定めているのに対して、古社寺保存法では第一条で古社寺に保存金下付の出願を許し、第二条で補助保存すべき建造物及び宝物は古社寺保存會に諮問して内務大臣が定めることとなつていて、あくまで保存という事業が第一義となつていたので

ある。かくのごとく法体系としてはのちのものとなつてはいるものではあるが、しかし実際には補助保存すべき対象はやはり指定物件であつたのであるから、矛盾は生じていない。

次に特別保護建造物及び国宝は原則として神職又は住職が監守に当り、内務大臣の監督に属し、博物館への出陳の義務を付し、また処分又は差押えをすることができないようにするなど、所有権の自由行使を制限するところがあつた。これに対しては、維持修理について保存金を下付して保存事業の助成をはかる措置を講じた。保存金及び出陳に対する補給金は前述のとおり、年間十五万円ないし二十万円と定められている。

なお第十三条、第十四条にはそれぞれ国宝竊取、亡失等の場合、監守者に科すべき罰則の規定がある。

最後に、第十八条、第十九条に注目したい。第十八条は国宝であれば社寺に属しないものでも所有者の請求により出陳できることの規定であり、第十九条には「名所旧蹟ニ関シテハ社寺ニ属セサルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」としているのである。この名所旧蹟とは、議会における答弁によれば廃寺等の場合を指すとのことであるが、いずれにしても例外的ながら社寺以外の物件について本法を適用する意があつたわけで、古社寺保存法ではあるが、資格さえあれば、新しい社寺のものでも適用できるという答弁と思ひあわせると、かなり広い範囲の保存ということを目標に置いていたことが分かる。これについて当時の建築雑誌は、名所旧蹟の語は明瞭を欠くが、その範囲は極めて大で、「吾人は是に於てか復た毫も遺憾なし」と賞讃している。しかし実際にはこれら条文は附則にすぎなかつたし、運用上ほとんど死文になつていたらしく、第十九条は大正八年史蹟名勝天然紀念物保存法の施行とともに削除されてしまつた。

古社寺保存法には施行令と施行細則が附属している。古社寺保存法施行令は、明治三十年十二月十五日勅令第四百四十六号をもつて公布されたもので、八カ条からなる。その内容はすべて国宝を博物館に出陳した場合の問題に關す

ることであるので、ここでは省略する。

次に古社寺保存法施行細則は明治三十年十二月十五日内務省令第三十五号で定められた。ここには実際に行政を行なう上でかなり関係の深い事項が多いので、逐条的に説明しておこう。

第一条は古社寺保存法第一条による保存金下付願書の書式である。すなわち、願書には

一、出願の事由

二、修理すべき物件の名称、所在、種類、品質、形状、寸尺、構造、坪数並歴史の証徴、由緒の特殊又は製作の優劣等を証見するに足るべき要項

三、建築又は製作の年代及其の後之に加へたる修理の年月

四、修理に要する工費予算並設計仕様等

五、竣成期限

六、出願者の資力を証するに足るべき事項

を記入すべきことを定めている。第二条では、修理費補助の場合、社寺は少くともその半額を負担すること、ただし特別の場合は軽減できるようにし、第三条は設計仕様の変更、工期延長の場合は許可を要すべきこと、第四条は精算書の提出であり、第五条は違反の場合の保存金を還付せしめる規定である。

また第六条では国宝のうち祭神、本尊以外に左の種類、等級をおくことを規定している。

甲種 製作の優秀なるもの（製作優秀の程度によつてさらに一等から四等に分つ）

乙種 由緒の特殊なるもの

丙種 歴史の証徴となるもの

なお特別保護建造物には何等の規定も設けていないが、このように国宝に等級を設けたことは、文化財保護法における国宝、重要文化財の別とも趣を異にする制度であり、この法時代独得な考え方であった。

第七条から第九条までは台帳規則であり、第七条は総則、第八条は建造物関係、第九条は宝物関係である。台帳記載事項は、次のように定められている。

- | | | | | |
|-------|-----------|---|------------|---|
| (建造物) | 一、名 | 称 | 三、作者及伝来 | |
| | 二、所有者及所在地 | | 四、第六条の種別等級 | |
| | 三、創立及沿革 | | 五、種 | 類 |
| | 四、構造、形式 | | 六、員 | 数 |
| | 五、寸 | 尺 | 七、品 | 質 |
| (宝物) | 一、名 | 称 | 八、形 | 状 |
| | 二、所有者及所在地 | | 九、寸 | 法 |

なおちなみに、この法及び細則等には規定がないが、国宝の種別は絵画、彫刻、書跡、美術工芸に分けられており、のち明治四十二年からは工芸中刀剣が分離した。

第十条は特別保護建造物、国宝の証書の交付、第十一条は法第六条ただし書による監守者をおく場合の届出について、第十二条は亡失、損の場合の届出に関する規定である。第十三条は補給金の標準で、最高甲種一五十円以下三十五円以上、最低丙種六円以下二円以上でその間等級により差がある。第十四条は補給金の計算方法、第十五条、第十六条は博物館で国宝を受授する場合の規定、第十七条は法第十七条による経過規定、第十八条は法第十九条による出願の手続規定、第十九条は出願等の書類は地方庁を経由すべきことの規定である。

次に古社寺保存会規則も法の制定とともに改正され、明治三十年十一月六日勅令第四百六号をもって公布され、さらに古社寺保存会議事規定も設けられた。この会は法第二条並びに第四条に関する事項及びその他の事項について内務大臣の諮問に應ずるのであつて、会長一名、委員二十名以内で組織することが定められ他に臨時委員の制もあつた。当時実際に新委員となつたのは十九名であつたというが、それでも以前の十名にくらべると大増員であつた。

以上が保存行政を行なうための法令であつたが、このほか、次のような各種の訓令、通牒つうぼが出されている。

○古社寺保存金の管理に付其方法を定め報告の件(道府県あて)(明治三十年十二月二十八日 内務大臣訓第一二〇四号)
これは保存金の管理方法を定め大臣に報告すべきことを命じたものである。

○古社寺保存金管理に関する件(道府県あて)(明治三十年十二月二十八日 社寺局通牒社甲第三九号)
保存金管理方法として保存金は銀行預金とし、その預入引出には道府県関係者の副署を要することと定めるよう申し渡したものである。

○特別保護建造物及国宝の監守上注意方の件(明治三十五年三月十四日 宗教局通牒宗甲第四号)
監守につき遺憾なきよう求めたもの。

○古社寺保存法に依り指定せる特別保護建造物に係る制札の件(道府県あて)(明治三十五年八月十三日 内務省訓令第一五号)

「明治六年教部省第十三号達神社制札」に準じ制札を建設すべきこと。なお禁止事項は左記に社寺側の意見を徹し記載すること。

- 一、建物を汚濁又は毀損すること。
- 一、喫煙をなすこと。

- 一、土足又は履物の儘上ること。
- 一、建物に塗書すること。

一、猥りに火を用ゆること。

一、建物に広告等の類を貼付又は打付ること。

○国宝にして滅失又は毀損ありたる場合並盜難紛失の際報告方の件（大正三年八月二十四日 宗教局通牒玉宗第一四号）
これより先、埼玉県下で国宝盜難のことがあつたので、そのような場合即刻本省に知らせることを重ねて指示した
もの。

次に行政組織について述べよう。古社寺保存法発足当初、その事務は内務省社寺局において取扱つていたが、明治三十三年社寺局は廃されて、神社局、宗教局の二局となり、保存行政は宗教局で行なうこととなつた。大正二年には宗教局は内務省から文部省に移された。同局では第一課、第二課を置き、第二課において所掌していたが、大正十三年にいたり宗教課、古社寺保存課と改称され、したがつて所管は古社寺保存課となつた。ついで昭和三年にはさらに保存課と改称されている。なお諮問機関としては古社寺保存会があつた。

所管課では課長の下に技師を置き、さらにその下に技手、囑託の制があつた。

主要な担当者名を大正十三年以降についてあげると、局長は下村寿一、課長は松尾長造であつた。技師は明治三十六年以來終始関野貞が東京大学助教授と兼務でその職にあつたが、昭和四年阪谷良之進となつた。関野貞は建造物が専門であつたが、当時の技師は単に建造物だけでなく、保存行政全般について専門的事項を統轄する地位であつた。なお関野貞は大学を本務としていたので、技師は実質上一名増員可能であり、中川忠順も技師になつていたが、昭和三年藤懸静也と交替した。

次に参考までに昭和三年当時の古社寺保存会の構成を挙げておこう。

会長 九鬼隆一
委員 伊東忠太 久保田鼎 三上參次 今泉雄作 関野貞 荻野仲三郎 滝精一 新納忠之介 松平頼平 内藤

虎次郎 小堀朝音 塚本靖 三宅米吉 武田五一 黒板勝美 福井利吉郎 辻善之助 下村寿一 溝口禎次郎 山田
準次郎 高村光雲 三矢宮松 吉田茂 小山田繁蔵

第三節 特別保護建造物及び国宝の指定

特別保護建造物及び国宝の資格あるものと定めること（以下便宜指定という）は、明治三十年十二月二十八日第一回が行なわれて以来、ほとんど毎年定期的につづけられた。

まず特別保護建造物についてみると、第一回の指定は北野神社本殿等四十四件について行なわれ官報に告示された。今これらについてみると、告示には名称、構造形式、所在地名が記載されている。今日では名称欄の下に員数欄があり、所有者、所有者の住所、所在の場所と分かれているが、告示の大綱は変化してはいないといつてよい。第一回指定にあたり、このように整つた指定方式を採用されたことに対しては、あらためて敬意を表したい。しかし仔細にみると構造形式欄には現在と記載法のちがう場合が少なくない。このうち唐招提寺金堂のようなものを「七間四面」としているのは、のちに明らかにされたように明らかな誤記であるが、他の大部分は呼び方の相違にすぎない。

なおこの指定物件のうち、三宝院殿堂を、「玄関、葵の間、秋草の間……護摩堂等を合せて一大殿堂を成す」と記していることは注目される。この指定方式そのものは今日からみれば不備ではあるが、しかし建造物の場合は、単に一棟々の建造物が貴重であるばかりでなく、それらが集つて群をなし、さらにそれらがそろつて保存されているところしばしば格別重大な価値が見出されるのである。ここに建造物独得の一括指定という考え方が成立するのであつて、第一回指定においてすでにこの一括指定の方式が打ち出されていることは、指定の基本をあやまらなかつた適

切な処置といえよう。

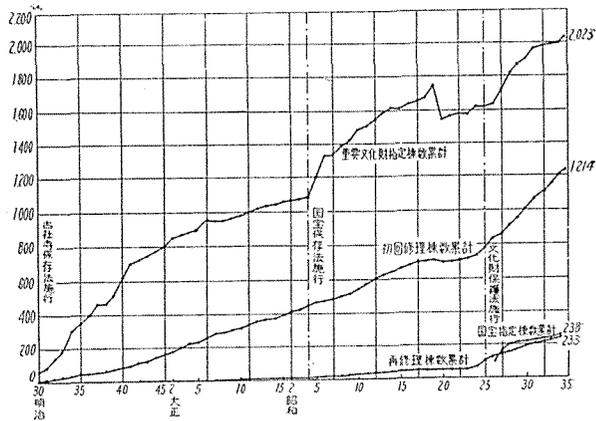
明治三十年以来今日までの指定状況は第一表に示すとおりである。この表をみても分かるように、戦争による止むを得ない年度のほかは指定はやすみなく行なわれているのであつて、これは保護行政の輝やかしい業績のひとつといわねばならないであらう。

さて古社寺保存法の指定は、のちの時代にくらべてみても一段と指定がスムーズに行なわれている時代であつた。これはまだ指定がゆきわたつていなかったため、候補物件が目白押しにならなうたせいもあつたが、やはり確実に保存行政を進めようとする当事者の努力のためものというべきであらう。明治三十年から明治四十一年にいたる十二年間は、古社寺保存法時代でも特に指定の進み、よくのいちじるしい時代であつて、明治三十八年度（日露戦争）の中間をのぞけば、年間平均六〇棟にも達している。明治四十二年以後の二十年間には、約四〇〇棟の増加がみられるので、年間平均二〇棟であるが、このうち前の十年間は増加率がやや高く、後の十年間はその勢いが多少にぶつてい

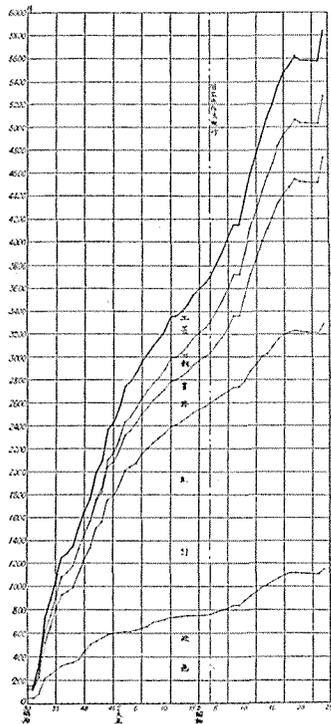
る。次に宝物の指定についてみると、建造物ほど明瞭ではないが、やはり同様の傾向がある。すなわち年間の指定件数は明治三十年から三十六年までがもつとも多く、年間二〇〇件に近い。しかし以後大正三年ごろまでは指定の勢いやや減じ、それ以後はさらに落ちてきている。この内訳を種別にみると、彫刻が一番多数であり、絵画がこれにつき、他は小数である。（第二表）

なお当時神社行政は内務省神社局の所管となつていたので、神社所有の建造物又は宝物指定には古社寺保存会委員中に神社局長を加えて合議していたが、大正十五年内務省からの希望であらかじめ相当の日数をおいて協議することとなつた。また当時は保存会前に各府県に照会し、社寺明細帳との校合を行なわしめていたことも、現在とちがう制

第一表



第二表



度といえよう。

第四節 古社寺保存法による保存事業の概要

古社寺保存法第十六条によつて、保存金及び補給金として十五万円ないし二十万円が計上されることとなつた経緯についてはすでにのべたが、実際には、第三表に示すように、明治三十年度は五万円、翌年度から十五万円が支出できることとなつた。もつとも明治三十八年には戦争のため一万円に減額されたが、大正七年度までは一貫して十五万円であつた。この額は当時としては相当なものであつたが、次第に物価指数の上昇、財政規模の増大に加えて、指定件数の増加によつて、漸次窮屈なものとなつていつた。このことを補助金中の大部分をしめる建造物関係についてみると、第四表のとおりであつて、当初は補助金額は全国家予算の〇・〇五〜六パーセントをしめていたのに、日露戦争後その比率は約半分に減じ、さらに第一次世界大戦後はさらに半分近くに減じた。これに対する策として大正八年度からは二十万円までの支出が認められることとなつた。

大正八年度以来は昭和元年度減額された以外はすべて二十万円の支出であつた。そればかりでなく、大正十三年度には関東大震災後の復旧費として、十四万円の臨時費が認められた。

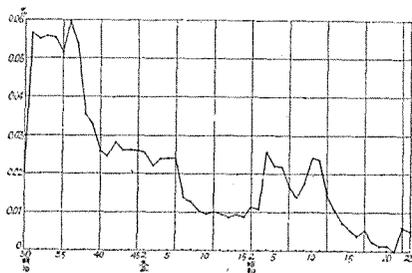
修理に対して補助金を交付する場合には古社寺保存法施行細則第二条によつて、社寺は少くとも半額を負担しなければならなかつた。しかし特別の事情のあるものはこの負担を軽減することができるよう定められていたので、実際にはかなり高率の補助をしていたようである。当時は社寺の経済状態がはなはだ悪かつたので、これも当然の措置といえるであろう。補助率を建造物修理についてみると、明治三十年から明治四十年頃までは九十パーセントをこす年

第三表

保存金・補助金年度別一覧表(決算額)

年 度	建 造 物		年 度	建 造 物	
	円	円		円	円
明治30年	44,944.505	5,054.900	大正13年	171,542.260	21,595.990
31	149,999.894	—	(臨)14	116,016.500	23,983.500
32	112,318.882	27,680.546	15	122,994.200	21,163.440
33	133,491.004	14,790.907	昭和2	126,682.900	16,481.950
34	126,194.993	21,796.281	3	167,052.220	26,182.620
35	137,781.315	10,600.920	4	165,038.850	28,307.600
36	130,771.005	17,417.926	5	250,078.490	26,031.930
37	146,971.574	1,295.930	6	304,834.590	39,214.010
38	7,251.946	963.452	7	258,345.450	33,123.410
39	131,635.483	15,487.136	8	199,773.720	49,518.550
40	126,432.650	18,576.420	9	210,456.160	37,394.780
41	137,962.220	6,390.710	(災)10	270,398.330	26,877.840
42	124,893.620	18,986.560	(災)11	68,500.000	35,948.230
43	123,956.050	19,359.410	(災)12	259,230.000	
44	116,603.895	20,625.130	(災)13	194,800.000	35,961.240
45	120,918.890	22,284.890	(災)14	266,271.660	
大正2	122,410.270	21,947.080	15	203,220.660	31,027.140
3	123,633.690	19,454.340	16	337,645.470	
4	123,542.010	19,294.270	(災)17	72,853.000	25,182.000
5	122,830.310	19,864.690	18	290,007.000	25,499.000
6	119,465.650	20,380.240	19	285,172.000	25,590.000
7	124,579.960	18,068.210	20	285,085.000	18,625.000
8	168,363.860	24,288.410	21	282,948.000	28,020.000
9	163,062.570	29,524.190	22	281,012.000	26,000.000
10	163,917.600	29,078.380	23	284,886.000	0
11	164,655.150	28,517.720	24	288,326.000	0
12	166,923.090	26,194.170	25	300,510.000	0
			26	1,655,000.000	224,000.000
			27	4,496,000.000	1,351,300.000
			28	31,150,000.000	2,593,000.000
			29	92,250,000.000	5,500,000.000

第四表



度が多かつたが、その後は率が次第に落ち、だいたい七十パーセントを上下する程度であり、時には五十パーセントを下廻ることすらあつた。これは前述のような事情の反映といえる。

建造物修理にあつては、その工事を府県に委託して行なうことは、現在と本質的にはあまり変わらない。そして京都、奈良にはそれぞれ専任の技師をおいていた。初代技師は京都が松室重光、奈良が関野貞であつた。滋賀県ははじめ京都府技師の兼務であつたが、大正十一年から技師が新設され、西崎辰之助が之に任せられた。なおその他の府県ではその都度臨時の技術者が事に當つた。修理の方針も今とあまり變つていないが、ただ今日いう現状変更の制度がなく、変更は修理行為の一環として行なわれた。現状変更としてもつとも重大なことはいわゆる復原であるが、古く

新設の天井を撤去したことなど、有名な話であるが、これをなしたのは当時の建築学界で、すでに一致して建造物本来の姿を護る必要を認めていたことが大きな力となつていたのである。例えば建築雑誌第一二二号(明三〇・二)には「……これ迄幾回の修繕に逢いて却て原形を失ひたる部分もあり、此際既往の撤を踏むことなく、極めて慎重に事に従ひて我が国建築の歴史を湮滅するが如きことなからんことを切に当局者に希望する所なり。」としてゐるのは、その一例である。

第四章 国宝保存法による文化財の保護

第一節 国宝保存法制定に至るまでの経緯

明治三十年以来保存行政の根幹をなしていた古社寺保存法は、保存の対象を古社寺の所有する建造物、宝物に限定してゐた。法律制定当時としては、古社寺の保存がまず第一にとりあげねばならない重要課題であつたのであるから、この法律も当然意義があつた。しかしながら、この法律によつては、国又は公共団体あるいは個人の所有する物件について何等の保存措置を講ずることができなかつた。たとえば城郭建築や旧大名家の所有する宝物類がそれである。これらは時代の推移とともに所有権の移動もあつて次第に散逸しあるいは修理を要すべき状況になつていつた。

このことは早くから問題となつていたところであつて、識者からの建白書も提出されていたというが、それが実を結んで国宝保存法が制定されるに至つたのである。この法案は第五十六議會(昭和三年度)に提案され、衆議院においてまず審議されることとなつた。審議の結果第十四条中に「特に必要アルトキハ神社又ハ寺院以外ノモノノ所有ニ属スル国宝ニ付前項ノ規定ヲ準用ス」との一項を加えるよう修正が加えられ社寺以外の所有に属する国宝についても補助金が交付されるようになった。もともと国宝保存法では社寺以外のものについても指定の途を開いたのであるから、それらに対して補助金交付の途がないのはたしかに片手落であるわけであるから、この修正は重要なことであつ

た。なおこの際、左の希望条項が可決された。

希望 一条 項

国宝中貴重なる保護建造物に対しては政府は次の議会へ提出する予算中に必要な経費を計上し完全なる防火設置を施行せられんことを望む。

次に貴族院ではさらに第十三条について修正を加えた。すなわち原案が国宝の処分、担保、差押えを禁止するのみであったのを、主務大臣の許可を得た時はこの限りでないとし、処分等の禁止をやや緩和した。なおこの許可のない処分等を無効と定めた。

この時の特別委員会では次のような希望が出され、本会議に報告された。

一、国宝の厳選精確を期する為め政府は国宝保存会委員の選任に關しては其銓衡を慎重にし以て真に權威ある博識精通の士を網羅せられんことを望む

一、国宝の海外流出を嚴重に防止する為め政府は徹底的に遺憾なき方法を規定せられんことを望む

一、国宝中優秀貴重なる建造物の現状に顧み政府は速に修理保存を期する為め之に必要な費額を計上し継続費として次の帝國議會に提案せられんことを望む

一、国宝の完全なる保存を期する為め政府は国宝所有者に対して常に適切なる監督を怠ることなく、又第七条の場合に於ける出陳及管理に対して遺憾なき措置を執られんことを望む

以上がその要望事項であつた。

なおちなみにいうと、この時の特別委員長は細川護立現文化財保護委員であつた。

このように国宝保存法の成立をみたのであるが、本法は國民的關心が高まつた結果制定されるに至つたものとはい

いがたいかもしれないが、一面ではすでに三十年間の実績によつて保存行政が一応軌道にのつていたのであるから、生れうべきして生れた当然の法律といえよう。なお審議にあつて兩院においてきわめて適切な修正及び希望を加えられたことは特筆に値しよう。修正、希望はいずれも保存事業の本筋をさらに進めるべく出されたものであり、しかもそれは事務当局が仕事のやりやすいようにとの配慮からなされたものである。われわれは當時の兩院の見識に対して敬意を表さなければならぬと思う。

第二節 国宝保存法の内容とその運用

国宝保存法は昭和四年三月二十八日法律第十七号として公布された。この内容はだいたひにおいて古社寺保存法を發展拡充させたものといえるのであるが、なお重要な点について解説しておこう。

国宝保存法は二十五カ条と附則からなつていて、古社寺保存法の二十カ条にくらべるとやや多い。まず第一条に「建造物、宝物ソノ他ノ物件ニシテ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範ト為ルヘキモノハ主務大臣国宝保存会ニ諮問シ之ヲ国宝トシテ指定スルコトヲ得」

と定めているが、この趣旨は第一に従来特別保護建造物と国宝に分かれていたのをすべて国宝として指定することにしたことである。なお「指定」という言葉も古社寺保存法にはなく、本法において初めて表現された言句である。第二には国宝の指定基準や手続については従来どおり（ただし古社寺保存会が国宝保存会となる）であること、第三に、この指定を第一条にもつてきたことは、価値の高いものは国宝に指定し、その国宝に対して補助するという形をとつていたためであつて、古社寺保存法とは法体系が逆となつたわけである。さらに第四には、社寺有のみならず、

国有、公共有、私有の物件をもすべて指定の対象としたので、古社寺保存法よりも保護すべき対象の範囲がずっと広まったのである。

次に、第三条によつて国宝の輸出又は移出は許可をうけた時以外はできなくなつた。これは国宝保存法制定のかなり大きなねらいの一つとなつていた。

次に、第四条では国宝の現状を変更しようとするときは許可を受けることを規定している。この規定は従来はなかつたものであつて、おそらく史蹟名勝天然記念物保存法にこの種の規定のあるのにならつて、挿入されたものと推測される。これは単なる手続規定のように見えるけれども、実際は修理にともなう復原等すべてこの現状変更となるわけであるから、かなり重要な問題といわなければならない。しかしこれまで修理行為として関係者の判断によつてその場で処理されてきたものが国宝保存会に諮問されることとなつたのであるから、それだけ衆知をあつめることとなるわけで、本質的には制度上の進歩といわなければならない。なおこのことについては、のちに詳しくふれる機会がある。

次に、第七条ないし第十条は国宝について博物館に出陳の義務を課し、また出陳についての種々の問題について規定したものである。これと同旨の規定はすでに古社寺保存法にもみられるのであるが、国宝をただ死蔵することは法の精神ではないという趣旨を一段と進めたものである。

第十三条は処分等に関するもので、第十四条は補助金交付についての規定である。これらについて両院の修正があつたことは、さきへのべたとおりである。

次に第十六条では、補助金及び補給金として国庫より支出すべき金額は国会で議決した予算の範囲内(毎年度十五万十二十万円)とされた。これは古社寺保存法時代と同じであるが、ただ第二項で特に必要のある場合には臨時に支出す

ることができるようになつたので実際には従来にくらべて増額する途がひらけたのである。

第十七条以下は手続上の規定及び罰則である。

なお、附則では古社寺保存法によつて定められた特別保護建造物及び国宝は、そのまま本法にいう国宝に指定されたとみなされ、また従来の保存金は本法にいう補助金とみなされた。つまり従来の実績はそのまま本法にひきつがれたわけである。

以上が国宝保存法であるが、この法律には施行令と施行規則が附属している。まず国宝保存法施行令は、昭和四年六月二十九日勅令第二百十号として公布されたものである。この施行令は八カ条からなつていて第一条、第二条は出陳に関するもの第三条は国宝の補助金による維持修理は文部大臣がこれを監督すること、第四条から第七条までは国の所有に属する物件の場合の取扱ひについて規定している。

次に国宝保存法施行規則は昭和四年六月二十九日文部省令第三十七号で定められた。全体で二十九カ条からなる。

第一条、第二条は国宝台帳規則である。第一条は総則、第二条では記載事項を次のようにし、写真を添付すべきことを規定している。

(建造物) 一、名称及所在地

二、所有者の氏名(名称)及住所

三、員数

四、構造及形式

五、大きさ

六、創建及沿革

七、その他参考となるべき事項

(宝 物) 一、名 称

二、所有者の氏名(名称)及住所

- 三、種類
- 四、員数
- 五、品質
- 六、形状
- 七、法量
- 八、作者及伝来
- 九、その他参考となるべき事項

これを古社寺保存法施行細則の場合と比較すると大差ないが、宝物の場合の等級がすべて廃されたことが目につく。
 第三条は国宝を輸出又は移出しようとするときの申請の書式、第四条は輸出、移出及びその返還の場合の届出規定である。

次に、第五条、第六条は現状変更に関するもので、第五条は現状変更をしようとする所有者が提出すべき申請書の書式で

一、国宝の名称及員数 二、現状の変更に関する設計仕様、計画図並に工事担当者の氏名（名称） 三、建造物の類にして位置の変更を生ずる場合に在りては其の移転先 四、著手の時期及竣成期限
 を定めている。第六条では竣成した時、実施仕様書、写真、図面を添えて届出ることを規定している。

第七条は所有者の氏名または住所の変更、国宝の取得及び滅失、損等の場合の届出の規定である。

第八条から第十二条までは出陳の場合の諸規定で、第十一条では出陳補給金に関して、国宝一件につき一年六円以上百円以下の範囲で定めることにしている（等級がなくなつたので広い中の規定となつた）。

第十四条は所有者が別に管理者を定めようとする場合の申請を、第十五条は国宝の処分の場合の申請を、第十六条は担保に供する場合の申請の書式を、第十七条は担保に供し、又は担保契約を解除した時の届出を規定している。

第十八条以下第二十三条までは補助金交付に関することである。まず第十八条は補助金交付を受けようとするとき

は

一、維持修理すべき国宝の名称及員数 二、維持修理に要する工費予算、設計仕様並に計画図及写真 三、著手の時期及竣成期限 四、出願者の資力を証するに足る事項

等をもつて申請するものとしている。第十九条は原則として維持修理費の五十パーセント以上を所有者が負担することとし、特別の事情のある場合にはその負担を軽減できることと定めである。以上国宝保存法による維持修理費の補助は、古社寺保存法時代と大差なく、ほとんどは五十パーセント以上の補助を受けていたのである。第二十条から第二十二条までは工事に伴う諸届出等の規定である。第二十三条は補助金交付の条件に違反したとき等に補助金の返還を命ずることを規定している。

第二十四条は文部大臣が管理方法を指定することができるとしており、第二十五条及び第二十六条は神社寺院がその所有に属する国宝を博物館等に出陳する場合等の許可規定等である。

第二十七条は社寺がその所有に属する国宝を模写模造する等の場合の許可について、第二十八条は修理等にとともにつて仏像、経文、器物、銘文、棟札、埋蔵物等を発見した場合の届出についてである。

第二十九条は所有者の差出す書類は地方長官を経由すべきことを定めている。

総じてこの施行規則は、古社寺保存法施行細則を骨子としておりながら、かなりの点で充実していることが認められる。

次に、古社寺保存会規則は廃止され、国宝保存会官制が制定され、昭和四年六月二十九日勅令第二百一十一号をもつて公布された。この国宝保存会は国宝の指定、現状変更、解除、処分等、補助金交付その他保存に関する重要事項を審議するもので、会長一名、副会長一名、委員三十名を以内をもつて組織され、なお臨時委員を置くこともできた。

古社寺保存会が委員二十名以内であったから、さらに増員されたわけであるが、このほかに常務委員会の制も設けられた。

国宝保存会ではさらに昭和四年十月三十日文部省訓令をもって、国宝保存会議事規則を定め、その運営にあたった。

以上の諸法令に基づいて、文部省宗教局長名をもつて出した訓令には、次のようなものがあつた。

○国宝の維持修理に対する国庫補助金処理方の件（地方長官あて）（昭和四年七月二日 発宗第九一〇号）

補助金は地方長官指定の銀行等に預入れ、その預入、引出には、地方長官又は代理の副署を要すべきこと。

○国宝の盗難紛失等の場合に於ける報告方の件（地方長官警視總監あて）（昭和四年七月二日 発宗第九〇号）

事実発見次第電報その他で報告すべきこと。

○国宝保存法の施行に伴い明治三十五年内務省訓令第十五号中の処理方の件（地方長官あて）（昭和四年七月二日 発宗第九九号）

特別保護建造物制札中、特別保護建造物とあるのを国宝と読みかえること。

○命令に依らざる出陳の国宝も滅失、損したるとき報告方の件（各博物館長あて）（昭和四年七月二日 発宗第九四号）

施行規則第十条に準じて報告をなすべきこと。

次に行政組織であるが、国宝保存法となつても、ひきつづきその事務は文部省宗教局で行なわれ、担当課として保存課があつた。この制度は昭和十七年まで続いたが、同年戦局の進展にともない、保護事業も事務機構も縮少せしめられ、戦中、戦後の受難時代がつづくのであるが、これは改めて第七章で述べるので、ここでは省略したい。

保存課の職員は、国宝保存法の施行とともに増員が行なわれた。すなわち昭和四年六月二十九日文部省内臨時職員

設置制が改正され、国宝保存に関する事務に従事する職員として

文部事務官 専任一人、技師 専任一人、国宝鑑査官 専任一人 奏任、属 専任二人、技手 専任四人、国宝鑑査官補 専任一人 判任

が置かれることとなつた。つまり建造物関係では技手の増員、宝物関係では国宝鑑査官、同補の新設がみられたわけである。

最後に保存課時代の歴代担当者をおこう。

宗教局長 西山政猪 下村寿一 菊沢季歴 高田休広 松尾長造 河原謙造
保存課長 松尾長造 有光次郎 柴沼直 青戸精一
技 師 阪谷良之進 大岡実
国宝鑑査官 藤懸静也 丸尾彰三郎

国宝保存会（昭和四年当時）

会 長 細川設立
委 員 三矢宮松 大島義脩 久保田鼎 溝口頼次郎 三上参次 池田清 西山政猪 滝精一 黒板勝美 辻善之助 和田英松 武田五一 浜田耕作 沢村専太郎 福井利吉郎 山田孝雄 奥田誠一 徳富猪一郎 大河内正敏 田中豊蔵 伊東忠太 内藤虎次郎 高村光雲 今泉雄作 関野貞 塚本靖 香取秀真 松平頼平 山田準次郎 荻野伸三郎

第三節 国宝指定

国宝保存法施行にあたり国宝指定とみなされた物件は、宝物類三、七〇五件（うち絵画七六二件、彫刻一、八四四件、書跡四七三件、工芸三九八件、刀剣二六八件）建造物八四五件（一、〇八一棟）古社寺保存法にくらべて指定の範囲が拡げられたため、国宝指定件数は一時飛躍的な増加を示した。

まず建造物についてみると昭和五、六年度に指定をみたものは二〇〇棟をこえ、空前の増加率であった。このとき指定されたものでは姫路城、名古屋城等の国又は公共団体所有の城郭建築、徳川家所有の芝及び上野の徳川家霊廟などがあつた。この指定が一段落したため昭和七年以降は増加率はかなり減少したが、それでも十四年頃までは古社寺保存法時代の盛期にせまる勢いであつた。しかし昭和十五年頃よりは漸次戦争の影響をうけ指定も困難になつていった。そのような時期にもかかわらずなお指定棟数が増加したのは、日光二社一寺、二条城等の多数の建造物を擁する場所について、重点的に指定もれの調査を行なつた結果である。このほか指定数にはあまりあらわれてはいないが、銅鳥居、銅灯籠を指定の範囲に加えるなどして、美術品供出を防ぐなど、地道な努力が重ねられていたことは記憶されるべきであろう。

指定が国有にまで及んだ結果、指定しようとする場合にあらかじめ関係各省との交渉が行なわれるようになった。この当時指定をみた物件のうちには、陸軍省所管にかかる城郭建築もあつたが、軍も支障のないかぎりなるべく指定保存に協力した形跡がある。また神社関係は従前どおり内務省の所管となつていたので、大正十五年の取りきめにしたがつて、指定見込みの場合協議が行なわれた。その結果、大部分は異議ない旨の回答があつたが、特に同意を得ら

れなかつた例も一、二に止どまらなかつた。たとえば昭和四年熱田神宮旧土用殿等の指定に際して協議したのに対しては、「……官幣大社熱田神宮の建物に関しては十分調査の必要有之候に付、今回は御見合相成様致度」という拒否の回答に接している。この件に対し内務省がいかなる考えをもつていたかは明確でないが、当時官国幣社は国の直営工事をもつて競つて造営を行なつており、その場合は旧建物を撤去して新築するのを原則としていたというから、この場合もそうであつたかと思われる。したがつて内務省の手によつて破壊をうけた古建造物も決して少なくない。当時の担当者として内務省の専断を嘆かしたのも無理からぬことであつた。（なおこの熱田神宮の諸建物はその後戦災により焼失した）

次に宝物類についてみると、国宝保存法施行以後の増加率は建造物ほどではなかつたが、それでも昭和九年から十七年までの間の増加率はまことに目ざましかつた。わけても絵画や書跡の増加が目立つている。

宝物については種々の関係から一部の個人所有者において国宝指定をきらう動きが根強く残つていた。昭和八年ごろ個人所有の物件について多少の規定緩和を内容とする法律改正案が某有力所有者から提出されたのも、このあらわれである。

第四節 国宝保存法による保存事業の概要

一 事業の概要

国宝保存法によつても、補助金として経常的に認められたのは二十万円以下であつたが、別に必要に応じて増額が

認められるようになった。なお戦後この条項は改められ、既定の予算の範囲内ということになった。

このようなわけで実際には古社寺保存法時代より増額となつて来た。これは第三章第三表にみられるとおりである。しかしそれでも国家の総予算は明治時代と比較にならぬほど増大している。結果的には保存行政はずつと後退した線に止まらざるを得ず、ようやく明治末期の線まで回復したにすぎなかつた。(第四表)

補助金の内訳は第三表に示すとおり建造物関係が大部分を占めたことは、古社寺保存法時代と同様であつた。また施行規則によつて社寺は少くとも半額を負担すべき定めであること、実際には六十ないし七十パーセントを補助していたことも古社寺保存法時代と同様であつた。

まず建造物関係の修理について述べよう。工事組織についてみると、所有者は修理工事一切を各府県に委任したことは、古社寺保存法時代と異なるところはない。京都、奈良には引きつづいて技師がおかれていたが、滋賀は昭和四年以来中絶し、臨時の工事組織に切りかわつて来た。しかしながら、昭和十四年技師制が復活し、日名子元雄氏がこれに當つた。その他の府県では工事の都度臨時の技師者を現場主任として事に当らしめていた。工事を継続する監督には保存課の技師者がこれに當つた場合もあつたが、大学の教授に委嘱したこともあつた。

国宝保存法制定に伴つて修理工事の執行方式が明文化される氣運となつた。すなわち国宝保存法施行後まもなく、国宝建造物修理施行規則が左記のように定められ、修理工事執行の基本が定まつた。

国宝建造物修理準則

一、修理監督ハ地方長官ノ命ヲ受ケ工事施行ニ関スル技術ヲ掌ル

修理技手ハ修理監督ノ指揮ヲ受ケ修理方針ニ基キテ之ヲ執行ノ任ニ當リ、助手及職工人夫ヲ督勵シ現場取締及工事ニ関スル諸般ノ職務ニ従事ス

二、修理工事施行ニ當リテハ先ス建物ノ実測調査ヲ爲シ、特ニ破損程度及ヒ構造ノ調査ヲ入念ニ爲スヘシ

実測調査ニ當リテハ矩計圖、規矩圖、原寸圖等ノ仕事圖ヲモ作製スヘク、且ツ各種研究精査ノ根本資料ニ就テハ当該部分ノ精査ト共ニ建物全体ニ亘ル比較研究ヲナシ其ノ數値並ニ其ノ決定事由ヲ明瞭ナラシムヘシ、破損調査ニ當リテハ写真及ヒ摺拓本ニヨリ各部材料ノ歪曲傾斜倚腐蝕等ヲ精査ノ上材料表ヲ作製シ破損並ニ之ヲ取換見込ヲ明示スヘシ

構造調査ニ當リテハ材質及ヒ構築法ノ調査、破損歪曲等ニ対スル復原的調査ヲ爲シ規矩木割等ノ調査研究ヲ嚴密ニスヘシ、特ニ構築法ニ於ケル木割、軒構造ニ於ケル規矩ニ就テハ夫々構成ニ必要ナル部材ノ寸法形状等ノ写真摺拓本圖面ヲ整備シ其ノ決定ニ至レル経過並ニ理由ヲ明瞭ニナスヘシ

右ニ関シテ遽ニ決定シ難キ点アルトキハ文部大臣ニ具申シテ其ノ指示ヲ待ツヘシ

三、上述ノ調査研究ヲ爲シタル上修理ノ根本方針ヲ確立シ以テ実施設計ヲ定ムヘシ、実施設計ニシテ設計變更トナルヘキモノニ付テハ詳細ナル実施工程表ヲ添付ノ上文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ、現状變更ヲ伴フモノニ在リテハ其ノ要旨ヲ掲ケ事由ヲ明瞭ニシ夫々ノ資料ヲ備ヘ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

四、修理竣成ノ上文部大臣ニ提出スヘキ修理報告書ハ左記ノ要項ヲ具備スヘシ

イ、実測、破損及構造ノ調査書

ロ、修理工事ノ経過ノ詳細

ハ、実施仕様書

ニ、精算書

ホ、修理前実測圖、各種仕事圖、修理竣成圖

へ、摺拓本、必要ナルモノニ就テハ模型、又ハ模本
ト、修理前写真、各種資料写真、修理竣成写真

一、実施設計書ノ修理費内訳書ハ左ノ如ク作製スルヲ原則トス
(項) 某々国宝建造物修理費

(目) 材料及工料費

(節) 仮設物費 材料手間共

(〃) 木工費 型板、造形工事等材料手間共

(〃) 基礎費 基壇、地形、地盤工事等材料手間共

(〃) 屋根費 土居葺、下葺等材料手間共

(〃) 裝飾費 彫刻、彩色、飾金具等材料手間共

(〃) 建具費 欄間、脇障子、畳等材料手間共

(〃) 雑工費 前費ニ属セサルモノ材料手間共

(目) 人件費

(節) 給 与 職員給与及臨時囑託手当共

(目) 事務費

(節) 旅 費 職員赴任旅費、打合旅費、調査旅費、材料検収旅費等

(〃) 雑 費 事務所費、写真費、製図費、模型費、小使夜警等ノ諸費

一、各目間ノ金額ノ変更ハ設計変更ニ該当ス、但シ各節間ニ於ケル金額ノ彼我流用ハ此ノ限りニアラス

以上ノ修理準則及びこれにもとづく指示はまことに整然としたものであつたが、實際ノ工事に當つてこれを適用するには少からざる抵抗があつたようである。また當時は今日ほど修理に対する考え方が固まつていなかったため、思わぬ考えの相違もあつた。たとえば修理前に作製される実測図を破壊したままの状態、すなわち破損図とすることは、着想としては一理あることではあつたが、現場の実測者はこれがためにかなり悩まされたものようである。

實際ノ工事現場ではさらに「某寺某堂国宝建造物修理工事執行規程」を定めて工事執行に當つていた。この規程はどの工事でもほとんど同様であつた。

国宝保存法にいう「維持修理」という言葉の意義について地方から疑問が出されたことが契機となつて、昭和十五年三月七日発宗第十五号で「国宝建造物維持修理要項」が定められた。

その内容を掲げると、第一に維持修理を「国宝建造物ノ保存ノ為當該建造物ヲ修繕シ尚之ニ附随シテ必要ナル保存施設(防火施設、排水施設、防虫施設、保護柵、覆屋、注意札等)ヲ講スルコトヲ謂フ」ときわめて広範囲に定義している。

第二には維持修理の方針を定めたもので、この内で現状変更を

イ、建造物自体ノ保存上已むを得ざる場合 ロ、建造物ノ構造意匠又は形式手法ノ保存上特に復旧ノ必要ある場合
に限定している。すなわち現状変更は、保存、か復原、かいずれかの場合に限るのであつて、それ以外の勝手な行為を禁止したわけである。これは現状変更の内容をはじめて定義したものとして意義が深い。

第三は修理の種別であつて、甲、乙、丙三種に分ける。甲は解体修理、乙は半解体工事、丙は屋根替工事である。第四は維持修理の計画、第五は維持修理の施行、第六は維持修理の監督に関するものである。

以上が修理要項の内容である。文面にはいささか文章をととのべるための跡もみられないわけではない、がこれま

で不文律的に実行されていた各種の事項が整理され、はつきり表現されたことは、何といつても大きな進歩であつた。

しかし実際には現状変更の実施にあつて、いつも議論が生じていた。ことに復原の場合が問題であつた。

元来建造物では建立以来まつたく修理を受けていないものは、むしろ稀まれといつてもよい。しかもその修理はその時に応急の修理をしたものが多く、手法が、息であるので、一度解体し組立てるとき現状どおりすることはまことにさまざまなことになるばかりでなく、組立て不可能な場合さえ生ずるのである。そのうえ修理に伴う部材の取りかえのため、この際復原しておかないと当初の手法が完全に失われる場合まであるのである。したがつて修理にあつてはできるかぎり復原を加えて、建立当初の意匠構造に復することは、きわめて自然のことであり、またしなければならぬことでもあるわけである。この考え方は建築学界においては、早くから当然のこととされてきた。さきにも述べたように、古社寺保存法制定当時、すでに建築雑誌は修理によりかえつて原形を失つた既往の轍ちをふむなと警告しているのである。

しかるにこのような復原は、宝物においてはほとんど不可能なことである。よつて

- 一、国宝指定は現状を指定しているのであつて、価値を認めた現状を変更する必要はない。
- 二、後世の修理自体その建造物の歴史をあらわしているのであるから、その資料は保存すべきだ。
- 三、みだりに材料をとりかえるべきではない。

等の意見がきわめて有力であつた。当時の国宝保存会では、建造物専門で復原に対する正しい認識をもつ委員はきわめて少数であつたので、現状変更については、当時の担当者はきわめて神経を使つたといわれる。しかしこの問題も法隆寺修理工事、ことに東院伝法堂の現状変更問題を境として、次第に実情が理解される方向へと進んだ。

修理工事報告書が刊行されるようになったのも、この時代の大きな業績であつた。昭和五年東大寺南大門の報告書が刊行されて以来、一般修理工事関係二十八冊、別に法隆寺国宝保存工事にもなうものとして、東大門（昭和十年）以下十一冊の刊行があつた。

二 法隆寺国宝保存部の開設

法隆寺には日本最古の建築である金堂、五重塔をはじめ、価値の高い建造物が多数存在している。すでに明治三十四年以來、中門、上御堂、鐘樓、経藏、廻廊、南大門等の修理が終つていたが、まだ主要部はほとんど手がついていない有様であつた。したがつてこれらの根本的な修理は緊急の事業であつたが、当時は予算を増額することはきわめて困難であつたので、ここに別途の組織をもつて事に当るようになった。

すなわち文部省は法隆寺から工事の委託をうけ、文部省内に法隆寺国宝保存事業部を設置し、現地法隆寺内には法隆寺国宝保存工事事務所を設けて、実際の修理工事を進めた。事業部長には歴代次官、理事には局長と会計課長、幹事には保存課長等がこれにあつた。また現地の国宝保存工事事務所長には、武田五一、古宇田実、岸熊吉、大岡実の諸氏が相ついで就任した。

発足当時の工事事務所は、教棟を一時に修理するという盛況で、予算も年間九万円をかぞえるありさまであつたが、のち次第に戦争のためその額は減じてゆき、戦争末期には工事は停滞し、疎開や防空対策に腐心せざるをえないありさまとなつた。

昭和九年以來国宝保存法時代に修理が加えられたものは左のとおりである。

東大門（昭・九一〇）、食堂および細殿（昭・九一〇）、東院札堂（昭・九一〇）、東院鐘樓（昭・一〇）、西円堂（昭・

一〇一―二)、地藏堂(昭・一〇一―三)、大講堂(昭・一〇一―三)、東院夢殿及び廻廊(昭・一二―一四)、東院南門及び四脚門(昭・一四―一五)、東院舍利殿及び給殿並びに伝法堂(昭・二三―一八)、北室院本堂及び表門(昭・一五―一七)、宗源寺四脚門(昭・一七―一八)、聖靈院(昭・一八―二三)、五重塔(昭・一七―一七)、金堂(昭・二〇―一)、であつた。

三 姫路城の修理着工

姫路城は昭和六年国宝に指定されたものであつて、すでに明治以降数時の応急修理を経てきたが、昭和九年秋関西地方を襲つた風水害は空前の惨害を及ぼした。この時に姫路城西の丸の西北隅石垣が豪雨のためゆるみ、石垣上の建物とともに崩壊するに至つた。ただちに調査の結果、単に崩壊箇所のみならず西の丸の西北部一帯は石垣にゆるみを生じ、建物もまた傾斜して相当の被害を受けたことがわかり、このままに放置することができない状態にあることが認められた。そのため建物および石垣の根本修理の方針が立てられ、昭和十年二月工事に着手した。この工事は昭和十年度および十一年度で完成する予定であつたが、たまたま昭和十年八月再度の豪雨にあつて、前年の被害箇所化粧櫓、カの渡櫓、ヌの櫓、ヨの渡櫓東部およびレの渡櫓、ワの櫓の建物ならびに石垣は、危険状態が一層進み、一部石垣は崩壊するに至つた。ために工事の規模を改め、さきの工費九万六千余円の予定にさらに二万八千九百余円の予備金の追加を受けて、昭和十一年度には西の丸の西面から北面に巡つた石垣、櫓、渡櫓等の全体に及んで根本的な修理が行なわれ、昭和十二年度に完成した。

その後姫路城を全体にわたり破損調査した結果、本丸および二の丸を始めとする諸箇所も放置できない状態にあつたので、天守を含めて根本修理の必要を認め、全体的な修理計画を樹立した。この工事は工期十九年の予定で、昭和十三年度より着手した。

昭和十三年度においては、イ、ロ、ハ、ニ、ホの各渡櫓および各渡櫓下石垣を、昭和十四年度には、への渡櫓、ろの門西南方土塀、への渡櫓下および、いの門西方石垣に着手し、それぞれ完成した。昭和十五年度は、ロの櫓、はの門、ロの櫓東方および西方、はの門南方、西方および東方、ろの門西南方各土塀、ろの門西南方土塀北端下および、ろの門西南方土塀南端下各石垣を修理完成した。昭和十六年度施工箇所は、にの門、いの門、ろの門、にの門東方上および東方下、いの門東方各土塀、にの門下および東方上土塀下、いの門東方土塀下各石垣を完成した。昭和十七年以降は戦時中のため、工事は遅々として停頓状態にあつたが、カの櫓下および同櫓北方、ワの櫓東方各土塀下の石垣の解体修理を行なつた。その間昭和十八年度には偽装その他防空対策の防災施設を施工した。かくて当初計画の天守を含めた十九年計画は戦争のため一部を完成しただけで終つたのである。

昭和二十年終戦後は、諸建物の応急的修繕にとどまり、実質的修理は行なわれなかつたが昭和二十四年度に備前丸東南石垣の修理と、西の丸に防火用貯水池の施設を行なつた。

第五章 重要美術品等の国外流出の防止

第一節 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」制定に至るまでの経緯

昭和八年四月一日「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が公布されたが、これより先、三月二十二、二十三の両日、貴族院において政府提出の本法律案審議の特別委員会が開かれ、時の文部大臣鳩山一郎は次のように提案の理由を説明している。

「歴史上又ハ美術上特ニ重要ノ価値アル物件ヲ国内ニ存置イタシマスコトハ、之ヲ學術研究ノ立場カラ見マシテモ、マタ國民精神作与、モシクハ美的情操涵養ノ上カラ考エマシテモ、将又美術工芸ノ發達ニ資スル点カラ見マシテモ、誠ニ肝要ナ事柄テアルト申サナケレハナリマセヌ。従来国宝ニ付キマシテハ国宝保存法カ制定セラレテ居リマスカ、国宝タル資格ヲ持チナカラ未タ其ノ指定手續ノ済ンテ居ラナイ貴重ナ物件カ、自由ニ海外ニ持ち運ヒ出来ル状態ニアルノデアリマス。然ルニ近時円為替安ソノ他ノ事情カラ致シマシテ、是等ノ貴重ナル美術品等テ海外ニ流出スルコトノ危険ニ曝サレテ居ルモノカ少ナクナイデアリマス。ソレ故、此ノ際歴史上又ハ美術上、特ニ重要ナ価値アル物件ニツキマシテハ、急速ニ其ノ調査認定ヲ致シマシテ、其ノ輸出及移出ヲ取締ル必要アリト認メタノテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス。」

本法は、衆議院においては、三月十七日に上程され、文部政務次官東郷実や宗教局長下村寿一が政府委員として各質問に答えている。

日本古美術品の輸出をそれほど禁じなくても、諸外国の博物館や美術館に陣列される限り、日本文化の紹介になつて結構ではないかという意見は、当時も現在と同じように一部にはあつたものとみえる。これは一面には真理だが、明治維新後国家や先覚が不注意だつたために、「あまりに多くの貴重な古美術品が海外へ流れすぎた。外人誘致のために優秀品を国内にとどめようとする考えはないが、日本のものが無制限に外国へ出るのは困る。現に貴重なものが外国へ出た例もあるので、ぜひ適当な取締規定を設けたい。」と東郷政務次官はいつている。これに対して川崎克氏は「大正十年酒井家の吉備大臣入唐絵詞が美術倶楽部の入札で十八万六千円で売れた。買ったのは大阪の古美術商として有名な戸田氏だつたが、それがさらに転々としてアメリカに流れ、現在はボストン美術館におさまっている。この絵巻物流出がこの法案制定の直接の刺戟になつたのである。古社寺保存法が国宝保存法にかわつて、国宝保存会が設けられたのは昭和四年のことである。社寺のみならず、個人の所蔵品にまで枠がひろげられたのは、大きな發展だつたが、それから四年たつた昭和八年現在における新指定の統計をみると、僅かに二三〇件にすぎず、さらにその中で輸出されそうなものがどの位指定されているかを調べてみると、その数はきわめて少ない。何故こんなにはかどらないかといえば、心ある收藏家は、腫物にさわるようにして、指定をさけているからだ。国宝保存会はもつと民衆に接触し、民間の優れた蒐集家も委員にしてその意見をきく必要がある。役人の化石したようなやり方で、国宝の指定などできるものではない。これは早くいえば道場試合で、太刀を抜いて斬るか斬られるかの戦いをしてる民間有識者の古美術愛護の真剣味に及ぶものか。」と痛烈な質問をし、さらにこんな例話もあげて政府を叱つている。

それは收藏家として知られた益田孝氏が前記のボストン美術館を訪れた時のことだが、平治物語の三条殿焼打の巻

は国宝の番付でいえば小結ぐらいの名品で早くアメリカへ流出した。こんな立派なものが日本を去つたかと、落胆しながら館長にたのんで別室で見せてもらおうと、その時の美術館員の絵巻物に対する丁寧な扱いには流石の益田氏も驚かされた。こんなに大切にしているのなら、外国へ持って行つても結構だと思ひ、安心しましたと札をいつて帰つたというのである。

重要美術品等の保存に関する法律第一条には、「歴史上又ハ美術上特ニ重要な価値アリト認めラルル物件（国宝ヲ除ク）」の輸出または移出に大臣の許可を要するところがあるが、議会の審議では、その規準をどこにおくか、どの位の数があつて、どういうものという大体の見当がついているのか、またその認定はどの位かかるのか、という質問が行なわれている。これに対する政府側の答弁は、認定の基準は国宝級というところに置く。国宝の資格をもちながら、まだ国宝になつていない、いわば準国宝を標準にする。そういうものをえらぶ手掛りは、諸家の蔵品目録、大きな売立ての時の入札目録、あるいは図書雑誌等文献にあらわれたもの、博物館に出品されたもの等で大体の見当がつくし、さらに九鬼隆一男爵を会長として全国の宝物の取調べを行なつた昔の計数等も参考になる。何が何点あるということまではわからないが、まず一万点位であろうか。そして仕事の性質上早くやらなければならないが、数カ月、一年、あるいは一年半という期間のことは明言できない、といつてゐる。

ここで考えさせられるのは、文化財保護法ができて重要美術品等保存に関する法律が廃止ときまつた時の認定件数が美術工芸品七、九八三件、建造物二九九件、計八、二八二件で、立法当時の見透しに狂いがなかつたことである。しかし「国宝保存法が経常的なものであるのに対し、これは今日の円為替安その他の状態に対応する臨時立法」であるといひながら、認定をした期間は昭和八年から二十四年まで、もちろん途中で戦争のために事務を停止したが、十七年の長きに及んだのである。また、海外への流出防止はどこまでも法の主眼であつたが、そのおそれの少ないもの

も準国宝級であれば認定されたし、さらに準国宝というその価値も、国宝級というよりは国宝に次ぐ級とみなされるようになつたのである。

なお本法第一条但し書には、現存者の製作品、製作後五十年を経ないもの、また輸入後一年を経ないものは、「コノ限ニ在ラズ」と除外している。これは現存者のものは再製の可能性があるし、年代の浅いものは作品数も多いから、必しも棄てていいという考えではなく、別な手段、方法で保護できるといふ考え方である。もちろん五十年たてば、その作品についての世論も決定されるという意見もここにとり入れられた。そして現存者の除外や五十年という年限は（三十年でも三十五年でもいいのだが）外国の立法、特にイタリアを範として定めた。衆議院での答弁で国宝保存会の荻野仲三郎委員は、政府側として、「狩野芳崖の悲母観音はすでに国宝指定のための調査をした、また橋本雅邦の代表作も将来国宝になるべきものと思う。」など具体例をあげて近代作品の取扱ひ方針を示し、しかし国宝指定の標準の枠はできる限り狭くしておきたい、と文化財の重点保護について意見をのべているのが注目される。

「輸出又は移出の「移出」は、台湾、朝鮮など、当時日本領であつた外地への搬出を意味する。そして輸入後一年を経ないものを除外したのは、敦煌やペルシヤの発掘品をまず日本へ持つてきて、それから口銭をとつて欧米へ出すとする者がいる。そういう人々の商売を圧迫しないためと、またこれを全面的に禁止すると、それらの珍らしい美術品が日本を素通りして、国内の学者や研究家は折角の外国美術品を觀賞する機会を失うであろうから」と政府委員下村宗教局長は述べている。

本法案第二条は、重美を認定すると官報に告示し、所有者に通知すべきことを定めている。そしてこの認定の告示の効力は、「売買、交換又ハ贈与ノ目的ヲ以テ」その品物の寄託をうけた「占有者」にも及ぶとしてゐる。

由来古美術品の売買は、多くの場合古物商や美術ブローカーに委託されるから、こういう転々とする占有者にまで

いちいちその物件が輸出禁止品だと知らせるわけにはゆかない。ところが、こういう業者が認定の事実を知らないと、いうことを理由に折角の品物が自由に海外へ輸出されては、この法律の眼目を失なう、そこで少々苛酷のようだが、「占有者ハ認定ノアリタルコトヲ知りタルモノト推定ス」ることとした。すなわち知らぬとはいわせぬ、「一応は言わせぬという立前を取りましたのであります」と、下村局長は説明している。これに関連して衆議院では次のような質疑応答がかわされているので、参考までにここに掲げておこう。

高見之通委員「この法律が發布され、第二条の官報告示なり、所有者への通知以前に、勝手に外国へ輸出する場合はどうなりますか。」

下村局長「それは個人の愛国的道義心にうつたえるより外にないと思います。法律の出るのを先き廻りして輸出する者がありますも、それはやむをえぬことになりませぬ。」

高見委員「それは非常に遺憾だ。法律がかえつて大切な品物を急いで海外に出す刺戟剤になりませんか。二カ月なり三カ月以内に認定を實行する計画ならともかく、一年かかるか二年かかるかわからぬ、その間は仕方がないといふことになる、商人は素人のところへ行つて、これは重要品だから今のうちにお売りになるがよろしいといつて、五十万か百万の金をもつ者なら多くのものを買つて、これを台湾や支那へ持つて行つてしまふでしょう。何か悪質の業者を取締まる方法はないのですか。その辺に対して確信があるのですか。」

鳩山文部大臣「私は素人だから素人流の答弁かもしれませんが、今度の法律の趣旨は国宝を決めるのではないから、今までの国宝委員会よりは迅速に多くのものを認定することができらる。どうも認定以前の取締まりはできないし、その人の心持でこれは重要品とは思わなかつたという一言で制裁は有名無実になる訳です。御心配の点は、委員会を督励して、認定を敏速にやらせることよりほかにいたし方ないと思います。」

次に本法第三条では、重美に認定された物件を輸出しようとして許可申請を提出した場合、許可しなければ「一年ヨリ長カラザル期間内ニ」国宝に指定しなければならぬし、国宝に指定しなければ認定を取り消すべきことを規定している。これについて所有者が認定物件の輸出を申請してきた場合は、認定の時に調査が済んでいるから、許可、不許可にそれほど永くはかからないだろう。とかく役所の仕事は長引くというので世間の世難をうけるが、許可、不許可をきめずにはつて所有者に迷惑をかけないように考えた。それでは一年では永すぎる、六カ月位でも良さそうだという議論に対して、政府側は「一応は六カ月ということも考慮してみたが、時によるとその物件の調査研究に暇とることもある。さりとてあまり長いと所有権への制限にもなるので、専門家の意見も徴して一年にした」と説明している。

しかしそれにしても、いよいよ輸出しようという時に、一年もとめられては困るので、「……そういう場合には現実の権利制限または現実の損害の問題が起る訳であります、なるべく損害なからしめ、または軽減せしむるような方法をとつたわけであります。……」と下村局長は答えている。

また重美に認定されたために、美術品どころか、本人の死活問題になるというような場合、政府は買上制度を考慮していないのか。という質問に対して

鳩山文部大臣は「外国の立法をみると、フランスでは、文部大臣は十五日以内に本指定をするか、またはこれを買上げるかを関係者に通知することを要すというような規定があります。イタリアもそういうことが何処かに書いてあつたように記憶しております。私もそういう立法例が日本でもできれば非常に結構だと思つておりますけれども、国宝についてはすらすらそういう立法のできない現状でありますために、今度の準国宝というか、国宝になる前の一年間の品物については到底できないのであります。で、私有財産を、外国へ持ち出すことについて制限

するのは誠に気の毒な事柄ではありませんけれども、この立法の趣旨からみて、幾分か私有財産権の制限はやむをえないと敢えてした次第であります。……必要上やむを得ない事情があるような場合におきましては、内地で譲渡されることに政府が尽力してやるとか、いろいろな方法があるうと思ひます。その時に親切にさえ取り扱つてやれば、所有者に非常な迷惑はきたさなだらうと思ふのです。」と答へている。

ここに最も重要な買上げ補償の問題が出てきていることは興味深い。重美からはやや離れるが、現在でも、指定というような国家の意思表示は所有者の死活問題にならないとは限らない。国が国民全体の利益のために文化財を保護しなければならぬことは当然だが、それが善良なる個人の犠牲の上に「あぐら」をかいては困るし、指定されている以上はその位の犠牲はやむをえぬと考えられても困るのである。文化財保護法においてもこういう点の改善は、なお将来の問題として残つていようである。

さて、本法第五条には、罰則として、主務大臣の許可なく認定物件の輸出または移出をした場合、「三年以下ノ懲役モシクハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」とある。これについて国宝保存法では、き棄とか隠匿とかに対して制裁があるのに対し、本法にそれがないのは権衡を欠くではないか、という質問に、

下村局長は「その点もやはり考慮を加えたのでありますが、国宝には輸出制限のみならずいろいろ保護の規定もあり、これは真に國家の宝として愛護尊重すべきものであります。重美の方は確實に国宝程度のものという訳でもないために、主たる制限を輸出禁止に置いたのであります。輸出禁止にそむいた者だけに制裁を加える、その他き棄したり、あるいは隠匿したような場合には、これは一般刑法の制裁にゆだねるという考えであります。」と答へている。

また本法実施にあつて要する予算について、

鳩山文部大臣は「大蔵省は私共が要求いたしましたも、なかなか承知してくれませぬ。この委員会の大口喜六君あたりがいろいろ御熱心に大蔵大臣に交渉して下さつた結果、僅かな金（一万五千元）を漸く得た次第であります。……今回はこれで満了いたしました、他日理想の実現に努めるように御協力を願ひたい。その他大蔵省で税関に専門家を雇ひ入れる必要があるというので、三万円あります。」と答へている。

なお、このほか以下のような質疑応答がとりかわされているが、ここにその一端をかかげておこう。これによつても當時いかに古美術輸出防止について真剣に考へていたか、その間の事情をうかがうことができよう。

川崎委員「私はどうもその案を見なかつたので、甚だ不用意でありましたが、それはとても出来ない仕事であると思ふ。大口さんに心配してもらつてもそれであるから、大蔵省は非常に理解がないと思ひます。今すぐ大蔵省の方にこの委員会を通じて考へを聴いてもらひたいと思ふ。……」

大口喜六委員「私の名前が出ましたから一寸関連して申し上げますが、……我々が相当に骨を折つて金を少しふやした積りであるのが、行政・財政の整理で削られるという訳で、悪く言えば大蔵省もわからぬのだから、文部省の力も足らぬのじゃないか、と今日まで考へている。今度のことは追加予算を出すので、その上財源が全部借金で、赤字だから、……大蔵省がむづかしいのを、どうかこうかこまで漕ぎつけているのだから、或いは付帯決議をし、或いはこの意見を發表して、追々せめよせてわれわれの目的を通すのがよからうと思ふ。今度はここへ大蔵大臣を呼んだところが、到底満足な答弁は得られず、むしろ赤字の話ばかり出てどうであらうかと心配する。……川崎君のお話は全く同感ですけども、まず今回は目先のものを押さえるという急場の膏葉を張るよななことだけでもやつて、それから追々お互いの目的を貫徹した方がよいと思ひますから……川崎君もどうか、そこらで……」

川崎委員「……私どもとしてはこういう委員会の席上で、一つは高橋さん（大蔵大臣 高橋是清氏）あたりに言っておきたい。高橋さんが古美術に理解のない人なら兎も角、相当に理解のある人である。先生の持つていたものも、国宝に類するものがある。美術を知っている人でありますから、日本の古美術品が外国へそう出ていったら困る位のことにはわかつているはずですが、赤字で困っているのです。赤字を六億七千万円も出しているのに、一万円や二万円余計にふえたからと言つて、物を保護する意味からこれはわかつていられるのでありますから、この点について……」

前記のとおりさきに道場試合だといつて国宝保存会を責めた川崎委員は、ここではきわめて情熱的に古美術保護の予算充実のために説いてくれている。

第二節 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」の運用 とその効果

昭和六年満州事変が、そして翌七年には上海事変が勃発し、内においては金輸出の禁止あるいは金兌換停止の勅令が出されるなど内外の政情、経済事情はきわめて不安であり、悪化の一途をたどりつつあつた。加うるに昭和八年國際連盟の脱退による國際信用の下落は勢い円為替安をまねいた。これらの時代的背景のもとに重要美術品保存に對処すべき法律が考えられ、生れたわけである。

かくて昭和八年三月十八日衆議院の委員会は、「本法ノ実施ニ関シテ、政府ハ特ニソノ機關ノ構成ニ留意シ、国宝保存会ト相俟ツテソノ完全ヲ期セザルベカラズ、ナオ将来ヨロシク其ノ主旨ニ鑑ミ、是等ノ組織ヲ拡充シ、以テ美術ノ保護並ニ奨励ニ付キ遺憾ナキヲ期スベシ」との付帯決議をつけて可決し、ついで貴族院においても同月二十三日の特別委員会で、これを原案どおり可決した。

さて政府はこの法律によつて重要美術品等の「調査委員会」を發足させたが、その組織規程の概要および当時の委員会の構成は次のとおりであつた。

- 一、委員会は文部大臣の監督をうけて、重要美術品等の認定およびその取消、認定物件の輸出・移出の許否を調査審議する。
- 二、会長一人、委員二十五人以内とし、必要に応じて臨時委員をおく。
- 三、会長は會議で意見を述べ、可否の数に加わることができる。
- 四、文部大臣は文部省高等官その他適當とみとめる者を會議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 五、委員会には幹事、書記若干名を置く。
- 六、文部大臣は必要ある場合、会長、委員、臨時委員または其の他の者をして、認定取消、そのほか重要美術品等に関する調査をさせることができる。

この規程は昭和八年四月十一日付文部省であるが、同日付で史蹟名勝天然紀念物調査委員会もできてくることは關心をひく。その調査委員の顔ぶれは次のとおりである。

- 会長 正四位勲三等 滝精一
- 委員 正三位勲二等 伊東忠太、從三位勲二等 高村光雲、正三位勲三等子爵 大河内正敏、從三位勲三等 関野貞、從三位勲三等 久米桂一郎、正四位勲二等 三矢宮松、從三位勲二等 黒板勝美、正四位勲三等 内藤虎次郎、正四位勲三等 浜田耕作、從三位勲三等 和田英松、從四位勲五等 荻野仲三郎

正五位勲五等 井上清、從五位勲四等 溝口次郎、從五位 奥田誠一、從五位 原田淑人、正六位
藤懸静也、正七位勲六等 神津伯、正七位 香取秀治郎 佐々木信綱、文部技師 阪谷良之進、文部
省国宝鑑査官 丸尾彰三郎

幹 事 文部事務官 有光次郎、書記 内藤敏夫、米沢嘉圃

また本法は大蔵省の主税局にも関係するところが多いのはいうまでもなく、各税関から重要美術品等の輸出取締まり方についての意見が文部省に提出されている。その主なるものをみると――

「従来輸出品ノ取締方ニ付テハ極メテ寛大ニシテ」、旅客の携帯品や引越荷物等はもちろん、普通の輸出貨物も内容検査はほとんど行なわず、特殊なものだけ外装検査を行なうにすぎなかつた。ところが重美の輸出取締まりを徹底的にやろうとすれば、輸出品全部に検査を励行しなければならなくなり、「多大ノ人力ト煩勞トヲ要スルモノト思惟セラル。」ことに輸出品は海外の注文等に応じて敏速に船積みしなければならぬから、出帆間際に輸出申告書を出す者が多く、これを嚴重に検査するとなれば、商機を逸して輸出入貿易を阻害するおそれもなしとしない。しかもそれをやつてみても、重美の密輸出防止にどれほど実効があるか疑問である。

「右等ノ事情ニ鑑ミ本件ニ関スル対策トシテハ左ノ諸項ヲ挙クルヲ得ヘシ」として、

- 一、美術品鑑定には特殊な技能を要するから、専門家を税関に配属すること。文部省が重美認定の告示をした時は、随時職員をあつめて、それらの特徴等鑑別に必要な事項を説明し予備知識を与えること。税関官吏に重要美術品等に関する基礎知識を修得させる方法を考えること。
- 二、取締まりの基礎となるべき重要美術品台帳を作成するので、認定されたものの写真を提供してほしい。また、その名称、員数だけでなく、「解説」も送つてほしい。

三、建造物以外の形状の小さいものは、郵便による密輸出も考えられるから、これについて相当の取締まり方法を講ずべきこと。

四、税関官吏から重美参観の申し出があつた時は、所有者はその提示を快諾してほしいこと。特に講習会等の場合は、現品や写真をみせてくれるなど文部省で考えてほしい。

五、認定、取消し、輸出許可その他の連絡を十分にすること。許可品目は関係税関以外の税関にも参考として知らせてほしい。

六、要すれば美術的価値を損なわぬ範囲で、認定物件に一定の認定印章を押せるならば理想的取締まりができる。などで大蔵省側は予算三万円に比してあまりにも厄介な仕事を背負つた感じだつたようである。宗教局有光次郎保
存課長は、この年の七月十三日、税関事務官会議に出席して次のように述べている。

「重要美術品等の保存に関する法律が去る四月一日を以て公布施行の運びに至りましたことは、皆様すでに御承知のとおりでありまして、法律制定の経過ならびにその大要につきましては、去る四月二十九日の税関長会議の席で下村宗教局長よりお話がありましたので、ここでは繰り返すことをいたさないでおきますが、申すまでもなくこの法律の根本目的が重要な美術品の海外流出防止にあります以上、法律の効果は大蔵省当局、ことに税関との協力にまたねばならぬのでありまして、この協力を欠いては法は全くその効果がないのであります。従つてその取締まりについては大蔵省の方から詳細なる御照会がありまして、その打ち合せも文部省との間に大体できあがつているのであります。その内容は御承知かとも存じますが、次のようであります。

一、文部省が重美の認定をした時は、官報告示前に予め内容の詳細を各税関および大蔵省主税局に知らせること。
なお、その写真等の資料はできる限り送ること。

二、重美の輸出を許可した時は、写真添付のうえ輸出港所轄の税関及び大蔵省主税局に知らせること。右の輸出許可に変更のあつた場合も同様のこと。

三、重美の所有者変更、住所変更その他の異動について届出のあつた時は、その内容に関して前同様知らせること。

四、認定取消しの場合も、官報告示前にその内容について知らせること。

法律が施行されてからの経過を簡単に申し上げますと、去る六月二十六日、七日の両日重要美術品等の調査委員会が開議されました、審議の結果五〇四点を第一回の認定物件と決定いたしました。お手許の印刷物がそれでありまして、……近く官報告示される予定になっております。従つて大蔵省及び各税関に対しましては、只今申しあげました打合せの趣旨によりまして、先日この目録を御送付いたして置いた次第であります。

なお、打合せによる大蔵省の希望としては、認定資料として写真等をできる限り送付せられたいとのことでありましたが、これは文部省の方でもできるならば左様取り計らいたいと考えておるのでありますが、只今のところは何分にも経費の關係上御希望に副い兼ねて居りますので、この点は特に御諒承願いいたしております。……

本法は施行後なお日も浅く、今回の認定が第一回でありまして、今後さらに認定すべき物件の予定数は一万以上に及ぶかと考えられ、その認定には少なくとも数力年ないし小十年を要する見込みであります。認定物件に対してはその性質上、経済的事情に応じて警戒をことに厳にしなければならぬことも度々生ずるでありましょう、その流出の危険あることを未然に発見することは、なかなか以て容易なことではないと信じます。……今後ともよろしく御援助のほどをこの席上特にお願ひ申し上げる次第であります。」

有光課長の説明した第一回の認定物件五〇四点は、七月二十五日付けで官報告示になつてゐる。内訳は、絵画二二

〇点、彫刻三〇点、建造物一八点、文書・典籍・書蹟五一点、刀剣八一点、工芸品八八点、考古資料一六六点、

紙本著色夕顔冊図（久閑守景筆 二曲屏風 一隻）、絹本著色鷹見泉石像（渡辺華山筆、一幅）、紙本墨書肥前国風

土記（一帖）、蒔絵柏木兎螺鈿鞍（一脊）、袈裟褌文銅鐸（伝讃岐国出土、一口）

などは、文化財保護法施行後に国宝に指定された名品である。なおこれらの認定物件は社寺のものは危険が少ないとみて、主として個人所有の優品をピックアップしているのも、この認定の特色であらう。

それから約一年たつた昭和九年六月、調査委員会が文部省で開かれてゐるが、その議事録から、法律施行後一年間の成果をみると、昭和八年度は総会をひらくこと四回、総数一、〇二二点を認定している。この時の会議で滝精一會長は、「この法律の趣旨からいつて当分の間は迅速にやらなければならぬ。年間二千点は無理でも、千点以上はせひやりたい。もちろんいたずらに数を多くして選定が厳密を欠いてはいけないが、嚴重にやつてそのくらいの点数を認定したいと思う。」と、各委員を激励している。

前述のように重美認定は、昭和八年から二十四年まで十七年間にわたつて行なわれた。「一年、あるいは一年半という期間のことは明言できない」という議会で審議の際の政府答弁であり、また「数力年ないし小十年」という税関事務官会議での有光課長の説明であつたが、それにしても認定期間は長期にわたり過ぎ、認定物件は多きに過ぎたのではなかつたか。たとえば輸出のおそれのあるものという当初の目標が、そのおそれの有無に拘わらず国宝以外の優品をすべておさえようとしたかのごとき。また、時勢からいつてやむを得なかつたかもしれないが、天皇の宸翰類をあまりに多く認定したごとき。あるいは、重美とは国宝の仮指定であるから、認定されたものがつきつきに国宝に指定されるべきところ、国宝保存会との連繫が十分でなかつたか、それがはかどらなかつたごとき。幾多先輩の血のにじむ苦勞を察しない妄評は厳に慎まなければならぬが、名品の海外流出防止につくしたこの法律の功を十分認

める他面に、なわれれば多少の批判気分も抱くのである。国宝に準ずるといふことは、国宝と同等の価値を意味したはずだが、いつか一段下つたものを考えるようになり、世間では「国宝級」に対して「重美級」と呼んだ。迅速なる調査で認定件数を多くすることにはどうしても無理がある。このために価値の不安定なものが混じつて、これが重美の世間信用を国宝に及ばぬものとしたともいえる。また議会も政府も調査委員会も大いに警戒した一部の不徳の古美術商が、商品を重美級と称して顧客へ売り込むために暗躍したことも想像される。

文化財保護法施行で廃止されたこの法律は、認定物件の整理を終るまで「当分の間有効」と定められた。この「当分の間」も長くかかつて、保護法施行後すでに十年を迎えたのである。あと二、三年の重点的調査でいよいよ重美整理が一段落した時、この法律の反省と運用の結果についての批判はいまよりもつと明確になると思うし、われわれがどの程度的美術品を海外へ流出させないように保護すべきかを、もう一度考えてみる時機もくると思う。

第六章 史蹟名勝天然紀念物保存法による記念物の保護

第一節 史蹟名勝天然紀念物保存法の制定に至るまでの経緯

史蹟名勝天然紀念物の保存——と難かしい言葉は別として、自然を愛し、国土の歴史に関心を寄せることは、古往今來人の性に通ずるところ、今日我々の見る名所地や旧跡が、郷土の先人や有志者の隠れた努力と熱意に負うところの多いことは、しばしば見るところである。しかしこういう任意の好意による保存にはおのずから限度のあるところであり、国家の近代化とともに、国の制度として、秩序として採りあげられるように望まれてくるのは自然の勢いである。こういう希望は心ある人々に抱かれたことであろうが、政府に対する要請という、政治的な軌道に乗せられてきたことには、故三好学博士の功績を忘れることができない。博士は、人も知る植物学の泰斗であるが、各地の原始林や巨樹名木などが心なくも伐り払られ、倒されるのを見て保存の必要を痛感された。博士は同感の士、識者に訴えらるるとともに欧米諸国にない、国の仕事として保存を図るべきであるとの考えのもとに、ドイツの制度を調査されたが、貴族院議員三宅秀博士の同情を得て、帝国議会へ建議案を提出する運びになつたのである。その草案は、博士の専門的関心から「日本天然紀念物保存に関する建議案」となつてしたが、史蹟の保存もともに行なうべきであるとして、

故三上参次博士等の意見を聞き「史蹟」の二字を冠することとした。

三宅博士は、この方面に理解の深かつた故徳川頼倫侯に協議されるところがあり、明治四十四年三月十三日、第二十七回帝國議会の貴族院に「史蹟及天然紀念物保存ニ関スル建議案」が提出された。その理由書を見るに、「輓近國勢ノ發展ニ伴ヒ土地ノ開拓道路ノ新設鐵道ノ開通市区ノ改正工場ノ設置水力ノ利用其ノ他百般ノ人為的原因ニヨリテ直接或ハ間接ニ破壊湮滅ヲ招クモノ日ニ其數ヲ加フルニ至レリ」といい、わが國の古来の歴史美術工芸については保存の途が講ぜられている——古社寺保存法を指す——のに対して、史跡天然紀念物が放置されているのは遺憾とし、欧米諸國の例をひいて國家はこれが保存の義務あり、と訴えている。この建議案は即時可決となつた。

かかる機運のうちに建議案提出關係者が中心となつて、翌四十四年十二月、故徳川頼倫侯を會長として史蹟名勝天然紀念物保存協會が設立され、活発な活動を開始した。政府においても内務大臣は、國內各地の史蹟名勝天然紀念物の保存について訓令を發するなど、建議の趣旨に則つた処置をとるとともに法案化について調査を進めていたが、保存法の實現を切望する機運は高まり、ついに大正八年に至り、故徳川侯等七名を發議者として、第四十一回帝國議會貴族院に史蹟名勝天然紀念物保存に関する法案が提出され、水野練太郎氏の提案理由説明があり、特別委員會附託のち可決、衆議院に回付、同院通過の結果、同年四月十日、法律第四十四号として「史蹟名勝天然紀念物保存法」が公布されることになつた。このとき衆議院でも「名勝旧蹟其ノ他ノ著シキ事歴アル樹石並特殊ノ植物保存及利用ニ関スル建議」が、小西和氏によつて提出され「人為ノ国宝」に対する「天然ノ国宝」として、貴族院提出の法案の通過を計つた。

法律は六月一日施行され、行政事務は、内務省所管とし、内務大臣官房地理課に属した。ついで同年十二月二十九日には同法施行令が公布され、また施行規則も定められ、いずれも翌九年一月一日施行された。これより先、大正八年五月三十日に勅令による「史蹟名勝天然紀念物調査會官制」が公布され、六月一日施行されたが、調査會は、内務大臣の監督に属し、保存に関する事項を調査審議することとし、また保存に關し大臣の諮問に應じて意見を開申し、又は建議することができた。會長、委員、幹事、書記の外、自ら調査審議を行なう建前上、上司の指揮を受けて考査に従事する考査員が置かれていたのである。

このようにして体制が整えられ実施の段階に入つたのであるが、保存事務は、その後昭和三年十二月一日をもつて、内務省から文部省に移管され、宗教局保存課に属することになつた。

さて前述の調査會官制は、大正十三年に廢され、昭和八年四月十一日、文部省訓令による「史蹟名勝天然紀念物調査會規程」が定められたが、ついで、勅令による「史蹟名勝天然紀念物調査會官制」が昭和十一年十一月十二日に公布施行された。これは純然たる諮問機關であつた。調査の職員は、囑託制で特に本官はなかつたが、昭和十二年、史蹟考査官一名、技手二名が置かれた。

以上極めて概略ではあるが、法律の公布施行、体制の外貌に触れたが、次に法律と事業について概観することにする。

第二節 史蹟名勝天然紀念物保存法の内容とその運用

指定 史蹟名勝天然紀念物は、主務大臣がこれを指定した。ただし緊急を要する場合は、地方長官は、仮指定の措置をとることができた。兩者とも官報告示によつて発効したが、物件の性質上、例えば植物の如き、告示によつて周知され、かえつて濫獲される虞れのあるものは、告示しないことができた。仮指定については、大正十一年六月二十

二日の依命通牒により、事前にあらかじめ本省に打合すべきことを指示しているが、これは仮指定も、制限を強いる力は、本指定と同様であるから、軽々とすべきものでなく、判断も国の価値判断と同じでなければならず、評価の基準が地方的に区々となるのをおそれたためであろう。

また調査については、指定の前後を問わず、必要がある場合は、その土地、隣接地に立ち入り、発掘障碍物の撤去等調査に必要な行為をすることができた。(もつとも古墳の発掘については、一般的に陵墓の取締りの関係上、終戦までは、事實上、当時の宮内省が主導権を握っていたといつてよかつた。)さらに土地の所有者、管理者又は占有者が古墳又は旧蹟と認められるものを発見したときは、現状を変ずることなく、十日以内に地方長官に届け出ることを要し、地方長官は、直ちに本省に報告することになっていた。指定の動きについて見るに、大正九年一月二十八日、史蹟名勝天然記念物保存要目が決定され(第二篇第四章参照)、また六月二十一日には、指定類別の件が告示されて、「第一類 国家的モノ、第二類 地方的モノ」の二類に分つこととした。第一類については特に説明を要しないが、第二類は、各地方ごとの特性の保存も考慮したものである。(第二篇第四章参照)

このように種々の基準を整え、第一回の指定の告示が行なわれたのは、大正九年七月十七日で、天然記念物(植物)の多々良沼ムジナモ産地(群馬県、不告示)、坂本のハナノキ自生地(岐阜県)等十件であつた。ついで第二回は大正十年三月三日で、このとき初めて水城跡、太宰府跡(福岡県)の史蹟が指定された。第三回は、大正十一年三月で、このとき、常盤公園、兼六園、岡山後楽園等の名勝が指定されている。このようにして引続き順を追つて指定されて行つたが、初期のものの中に、早くから知られていた著名なものが多く挙げられているのは、当然であろう。指定とは価値あるものを選び、その保存の措置を講ずるのであつて、元来地味な仕事であるが、時に応じて機宜の措置を採らねばならぬ場合もある。すなわち破壊の直前に救い、その勇断に当時耳目を驚かしたものに「東大寺旧境内」の指定(昭

和七年七月)がある。これは東大寺の奈良時代の境内の西辺に沿い、南北に走る国道——もとの京街道で、奈良時代の東京極路に当る——は、道幅が狭いため、これを東方へ移し、拡張しようという計画が内務省によつてたてられ、実施の段階に至つたところ、文部省としては、もしこれが実現すれば、奈良時代の東大寺の規模は、縦に分断され、転害門等は弧立して島状となることになるので、国道改修工事を阻止するため、急遽これを指定した。東大寺の現境内は奈良時代よりも遙かに狭いので、もとの境内地で一般民有地となつている部分も含めて指定、ここに奈良時代の境内の範囲を復原し、東大寺旧境内と名付けたのである。部分的な変更はあるにしても、今日東大寺として、まとまつた全容を概観し得るのは、全くこの指定のためのものである。仮指定においても機宜の措置としてその効果を發揮し、例えば八高線が鉢形城跡を横切らんとしたので仮指定してこれを護り、ついでは本指定とした。また大正地震災後、東京市内における江戸時代名家の多くの墓等が、都市計画により、いん滅、破壊の厄にあうのを防ぐため、これを仮指定した。これらの仮指定は、その後逐次整理されていった。

指定の根本方針は、前述のごとく、価値ある物件を、体系的に選び、順次指定して行くのであるが、これと平行して、ある特定の対象を選び、特に調査指定を促進することも行なわれた。昭和九年の建武中興の史蹟と、昭和八年から始まつた明治天皇聖跡、同十二年から始まつた歴代天皇聖跡の指定等がこれである。これらは当時の用語によるものであり、また事業自体今日とかくの批評はあるが、当時の風潮を基にして考えるべきである。前者で、赤阪城、金剛山等十七件を指定しているが、これらは、いわゆる南北朝動乱期の史蹟として著名であり、遺構や歴史地理上今日でも意味がある。後者は明治天皇に関する史蹟とそれ以前の天皇上皇の皇居御所等である。明治天皇の史蹟は、明治元年遷都行幸に始まり、数々の地方巡幸、大演習等の史蹟で、道中の行在所、御小休所や大本營等である。明治初出年の地方行幸は、明治政府確立推進の政策によるものであるが、ほとんど日本全土にわたり、明治史上注意すべき出来

事である。また、行在所などに多く江戸時代の宿場の本陣、旧家、学校、官衙等が当てられていたので、これらの史跡や建物など優秀なものが併せて保存されていたのは副産物として興味あるところであつた。これらの明治天皇史跡は、いずれも終戦後GHQの指令により解除されたが、天皇を離れて、遺構自体に即して史跡、重要文化財に指定されたものもある。歴代天皇の皇居は、当時としては、何者を措いても、第一級の史跡として取扱われていたが、今日この様な立場は別としても、歴史的に見て、政権の所在地、遺構の立場等から重要なことである。この調査は、例えば平城宮跡の如く、従前も行なつてきたのであるが、特に系統立てて行なうこととしたので、さしあたり藤原宮跡、仁和寺御所跡、大覚寺御所跡、住吉行宮跡、栄山寺行宮跡などを指定し、その他のものについては既存史料の蒐集整理等を行なつていこううちに、終戦を迎えたのである。

現状変更 現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為は、許可事項であつたが、その権限は地方長官にあつた。しかし指定が国の方針によるものであるにもかかわらず、その価値に影響のある現状変更等の許可権が地方長官にあることは保存上當を得ず、また便宜の処置なども行なわれ勝ちだったので、大正十一年六月二十二日の依命通牒によつて、事の重要を認められるものは本省に打合せを規定した。前述の仮指定の事前打合せもこの時の依命通牒によるものであるが、おそらく施行後約三年を経て、実施上種々の不備が発見されたため是正の措置に出たのであろう。

この措置は勵行されたが、事の重要な認定には、見解の相違といひば逃げ口上もあり、ために紛糾をきたしたこともあつた。現状変更は、前述のように許可権限は原則として地方長官にあつたため、全般的なデータは得難いが、各種開発等によるものも少なくなかつたのは今日と同様である。春日山原始林のドライブ・ウェイ開発のごとき、排気ガスの影響の問題で相当の反響を呼んだものであつたが、さらに奈良県当局の計画した春日神社境内の一部から若草山麓に抜ける名勝奈良公園の自動車道路開発も少なからぬ問題を起した。昭和十一年頃のことであつた。こ

の挙は、地方長官がこの現状変更は、本省に打ち合せる程の重要さを認めなかつたとしたため、この見解の相違をめぐつて事態は紛糾し、かつ路線が開化天皇の春日率川宮伝説地を横切つたので、さらに紛糾を重ねたのであつた。結局路線は認めるが、自動車の通行と、沿道の旅館経営等は認めないということになつたが、ここにいわば許可権の所在のあいまいさの問題がひそんでいたのであつた。江の島に、展望塔が、知事の許可によつて建てられたのも、この間げきをぬつてのことであつた。

この種観光施設は今日むしろ珍らしいことではないが、これより先き、昭和三年三月、既に内務省は、地方庁等に対し、最近神社神苑、史蹟名勝地に参拝者遊覧者吸収のため「鋼索鉄道等」が濫設される傾向が、好ましくないとし、容易に詮議せざる方針なる旨を通じているし、また同十一年七月、文部省は、山梨県知事あてに、同県の富士山の鋼索鉄道敷設計画は、仮指定中の名勝富士山麓(嶺麓)の現状変更となるが、前記昭和三年の通牒のこともあり、許可しがたい旨を通じている。観光熱と史蹟名勝天然記念物との相剋の歴史は古い。戦時態勢下になつて、その余波は指定物件に及び、物資輸送鉄路開発のため金ヶ崎城跡、福山城跡の地下に隧道を穿ち、最寄貝塚の一部を駆潜艇抛地のため解除し、蕪島が陸続きとなつたのもこの頃である。伊賀国分寺跡が海軍飛行場として、一時解除せざるを得なくなつたのは、早や戦争の末期であつた。

このように文化財もとかく軽視され勝ちとなつてきた時、よくその措置を誤らなかつたのは、東照宮日光杉並木街道であつた。木造船用の材木供出促進運動のデモンストレーションとして、大政翼賛会から、全杉並木の伐採供出を求められたが、これに反対したのはひとり文部省のみであつた。これは当時として困運ばん回に協力しないというのではなく、かかる企画自体が当時としても全く無意味であつたばかりでなく、かかる隧道は、到底造船用としては使用できないという、専門家の判断であつた。かくて文部省の主張が通り、政治的に、形式的に四十本伐採ということ

妥結したが、この四十本も伐らずに終った。今日見る亭々たる老杉の並木の健在なのは、まったく史蹟名勝天然紀念物保存法のためものである。

管理 指定物件の管理は、所有者が行なうのが自然であるが、野外にあつて個人としては管理が不十分な場合、地域の広い場合、所有目的と指定目的が相反し、管理自体が個人に負担となる場合、所有者が多数な場合など、このような場合に、史蹟名勝天然紀念物では、所有者の管理に任ずることが、所有者の立場としても、また保存上も不利益、不適当となることが多いので、所在地の「地方公共団体ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ為サシムルコトヲ得」と規定している。そして管理費用は管理者たる公共団体の負担とし、併せて国庫補助の途を開いている。このように法では、管理者を定めることを原則としてはいいないが、前述の理由や少からぬ管理費用を所有者に負担させることをさけるため、実際問題としては、地方公共団体の管理を勧奨し、むしろこれを原則としていた。

指定物件の管理で基本的な施設は、保存施設といわれるものである。すなわち標識、説明札、注意札、境界標、又は柵欄、覆屋等で、物件の性質上不可欠のものであるが、この設置には国庫補助金を交付し、また物件の修理にも補助金を交付していた。なお土佐のオナガドリは、その極めて困難な飼育保存を援助するため、鹿児島ツルは、その採餌による耕地への被害を軽減するため等の目的で、それぞれ飼料を毎年補助している。また昭和十二年二月から、優良な日本犬にメタルを下付することになった。この目的は、指定されている日本犬のうち、血統、姿態等特に優秀なものにメタルを与え表彰することによつて、飼育者の保存意欲を高め、犬種の純粋性を保つことであつた。この規定は、ついで日本鶏にも及ぼされた。

このようにして種々の施策が行なわれてきたが、特に記すべきものとして次の二点がある。

(1) 買上げ 重要な史蹟について国自ら土地を買上げている。すなわち大宰府跡の都府楼跡、武蔵国分寺跡の金堂跡等

について保存のためこれを買上げ、国有地として確保している。このことは後ち中絶してしまつたが、最近になつて管理団体の行なう指定地の買上げに補助を行なつている(第二篇第四章参照)ことと思ひ合わせて、かかる施策が継続していたならば、現在起こつている係争の幾分かは避けられていたのではないかと想像されるのである。

(2) 平城宮跡の整備 平城宮跡の内、朝堂院地区約三万七千坪(二二二アール)は、地元有志から国へ献納され国有地となつていたが、大正十二年度から十三年度まで、全額国庫負担で大々的な整備を行なつた。すなわち大極殿、朝堂等の土壇以外はすべて、もと耕地であつたが、これを整地して坦々たる平地とし、これに芝を張り、苑路を通じて見学に便にする等の施設を行なつた。この整地と同時に一帯の地下調査を行なつたが、この時検出した遺構は、今日の平城宮調査の基礎となるものであつた。また四十六万九千坪(一、五四八アール)にわたる指定地域の周辺の要所々々において土地を買収し、これに公孫樹を植え境界標とした。現在この整地地域の維持管理が十分でないため、とかくの批評をする者はあるが、平城宮の中心部がかく整地され、保存のためにのみ確保されていることは、まことに恵まれていたといわねばならぬ。またこのことは、もし指定物件の十分な保存を望むならば、保存の立場からする計画をもつて、いわゆる主体性をもつて、積極的に臨むべきことを教えるものである。

以上史蹟名勝天然紀念物保存法について、ごくあらましを述べてきたが、もしこの法がなかつたならば史蹟名勝天然紀念物は果してどのようになつていたであろうか。まことに、つぜんたらざるを得ない、そこに史蹟名勝天然紀念物保存法の歴史的意義がある。人あるいは難ずるかも知れない、史蹟名勝天然紀念物は異分子の集合である。これに対して、国土の自然の特性をつかみ、その自然を背景とし、その風土のうちに営んだ民族の歴史的発展の遺跡をたどること、すなわち、わが国土の自然と人文との総合的把握こそ、史蹟名勝天然紀念物保存の最終の目的であると答へたい。

第七章 太平洋戦争前後における文化財の保護

第一節 太平洋戦争中の保存行政

昭和十六年十二月八日、遂にわが国は未曾有の太平洋戦争に突入したのであるが、戦争に直接関係の薄い行政事務については、機構の縮少、行政の簡素化がさげられるようになり、文部省においても行政簡素化を断行せざるを得なくなつた。特に保存行政事務についてこれを見れば、不要不急の事務として簡素化の波が直接頭上に敵いかぶさつてきたのは、従来保存行政は宗教局保存課の所掌するところであつたのが、昭和十七年十一月一日をもつて宗教局と社会教育局とを合併して教化局となつた時から始まるといえよう。すなわち従来宗教局保存課で処理した事務を教化局総務課の一係において処理することとなり、自然、人員の縮少と事務内容の再検討が要請されたのである。次いで同十八年十一月一日には教化局を廃止して教学局文化課の一係に所属し、その間いよいよ戦争奇烈になるに及んでは、職員中にも応募者続出しあるいは外地軍属等として離職する者もあつて、現職に留まつて保存事務に従事する者も次第に少なくなつてきたことは、誠にやむを得ない状態であつた。一方国内にもようやく空襲の危険に迫られ、急速に国宝重要美術品等の貴重な文化財を戦禍から防護することを真剣に考えるところにも、一方行政簡素化によつて事務の簡捷と能率とを考ふるに至つたのである。以下戦時下における保存行政上の重要事項について述べることにする。

一 重要美術品等認定事務並びに名勝天然記念物の指定事務の停止

昭和十八年十二月十四日の閣議決定に基づいて文部省所管事務中、重要美術品等の認定並びに名勝天然記念物指定の事務を停止することとなつたので、この旨を昭和十九年二月十六日の官報に文部省告示第六十五号をもつて次のように告示したのである。

「文部省所管事務中重要美術品等認定ノ事務並ニ史蹟名勝天然記念物指定事務中史蹟指定ノ事務ヲ除クノ外名勝天然記念物指定ノ事務ハ二月七日ヨリ当分ノ内之ヲ停止ス」

これと同時に文部次官からも同年十二月十四日各地方長官に対して次のような通牒が出された。すなわち

「今般決戦下行政事務ノ整理簡捷化ニ関シ客年十二月十四日閣議ノ決定ニ基キ本省所管事務中標記ノ事務ハ二月七日ヨリ当分ノ内之ヲ停止可致コトナリタルニ付御了知成度從テ右ニ関スル新タナル認定並ニ指定ノ申請ハ之ヲ受付ザル方針ニ有之又名勝天然記念物ノ仮指定モ本省ヨリ何分ノ指示有之迄御見合相成様致度但シ既ニ認定又ハ指定及指定セラレタル物件ノ保存管理ノ事務ハ停止セズ依然継続スルモノニ付其ノ保存ニ関シテハ遺漏無之様致度依令此段通牒ス 追而史蹟指定及保存管理ノ事務ハ停止スルコトナク従前継続スルモノニ有之又重要美術品等並ニ名勝天然記念物ニ付テモ本省に於テ調査完了済ニシテ目下詮議中ノモノノ認定並ニ指定ハ適當考慮可致管ニ付為念申添フ」

したがつてこの措置を講じて以来、保存行政は主として国宝及び史跡の指定並びに保存修理、保存管理に関する事務が重点的に取扱われたのであるが、国宝保存会並びに史蹟名勝天然記念物調査会の開催数も自然減少し、僅かに指定された国宝や認定された重要美術品並びに指定史蹟名勝天然記念物の保存に万全を期することに極力集中したのである。

一一 国宝重要美術品等の防空施設の実施

太平洋戦争勃発以来、しばしば国宝、重要美術品等並びに史跡、名勝等の防空施設の対策について考究し計画案を樹立したのであるが、その都度実現に至らなかった。昭和十八年空襲による被害が激しくなることが予想されてきたので、同年十二月十四日の閣議決定に基づいて文部省は国宝、重要美術品等に防空施設を実施することとなつたのである、すなわち建造物に対しては偽装、貯水池、防火防弾壁の築造等の防護設備を施し、また宝物類に対しては安全地帯に分散疎開し、収蔵庫等に嚴重に保管することとした。建造物にあつては万一の場合に備えるため記録、図面、写真等を作成することとした。このような基本方針に基づく閣議の決定によつて文部省は昭和十八年度に第二予備金二十七万四千八百八円を、昭和十九年度において四十九万九千二百二十八円を計上し実施したのである。この防空施設実施に当たつてはまづ文部省職員を動員して急きよ京都、奈良、滋賀その他の府県に派遣して防空施設の対象とすべき建造物、宝物類の実情調査と具体的措置について打合せを行ない、特に分散疎開すべき宝物類については、各地方庁職員は所有者と交渉してその目録類を作成するほか、収蔵庫の設定に関する関係者との交渉等、本省並びに地方庁においては実に繁忙を極めたのであるが、その間なんらの故障もなく比較的短時日に実施することができたことはまことに幸いであつた。いま建造物中防空施設の一、二について述べると、東京芝の徳川家霊廟には防火防弾壁、貯水槽を各所に設置し、さらに実測図、写真を作成し、奈良東大寺大仏殿には大仏殿の大屋根を偽装網でおおい、法隆寺については五重塔の修理解体を完了し、金堂上層部は解体実施中であつたので、金堂周辺に防弾壁を構築し、西大門より東大門を経て東院夢殿の四脚門に至たる一直線の道路には偽装設備を施した。また宝物類は分散疎開して収蔵庫に収納したのであるが、その収蔵庫はいづれも軍関係から無縁の地であつて同時に市街から隔離した保存上好適地を選定

したことはもちろんであつた。これら収蔵庫の設置箇所は、東京都三ヶ所、神奈川県一カ所、愛知県一カ所、京都府三カ所、奈良県二カ所、大阪府一カ所、兵庫県一カ所及び福岡県一カ所の計十三カ所であつて、その疎開した宝物類の点数約六五〇点に及んでいた。

以上の防空施設の実施は各関係地方長官がこれにあたり、国庫はこれらの施設に対してすべて八割の補助金を交付した、ことに収蔵庫収納の宝物類の管理については各関係地方長官の監督のもとに管理者を常置して管理に当たつたのである。

文部省の事業とは別個に文部省と平行に皇室博物館、京都恩賜博物館等においても命令出陳中の国宝その他の宝物類の分散疎開を実施完了したのであつて、それ等の関係者も昼夜を分たぬ懸命の努力を払つたことは特に忘れることはできない、特に国宝の命令出陳中に属する宝物類の取扱ひについて常に文部省と連絡を保ちながら推進され、その間まことに円滑に処理されたのである。

三 戦時下における一般保存行政事務

戦時下における保存行政事務は一般的に見て不要不急の事務として軽視された傾向があつたことはまことにやむを得なかつたとしても、当時軍の要請による金属回収及び供木運動が盛んとなり、このために保存行政上にもその影響がしばしば起つたが、その都度保存行政の立場から強く主張するところがあつた。金属回収のうちで徳川家所有の東京芝公園内の徳川家霊廟の銅灯籠回収問題もその一つであるが、すでにこの銅灯籠の供出には所有者も承諾し、企画院において実施に移す寸前であつたが、文部省としては企画院に対してこの銅灯籠がきわめて貴重なものであるから保存の方途を講ずるよう強く要望すると同時に直ちに銅灯籠について急速に調査を行ないこれらのうち貴重な銅灯

菴の多数と国家建造物の附^つ指定として保存することができた。また俱木運動に対しては特に栃木県日光杉並木街道の杉を伐採洪水しようとする動きがあることを知り、直ちに当時の軍需省当局と交渉してようやくこれを阻止することを得たが、もちろんこの杉並木はすでに史跡に指定されていたが当時としてはなほ危険な運命にあつたのである。

このような事情にあつた戦時下では保存行政、とくに保存修理、保存施設の実施又は保存管理の強化徹底をみることはきわめて困難であつたことがわかれると思う。したがつて僅かに現状維持を確保することに主眼が置かれていたといつてよい。特に史跡名勝天然記念物に対しては無断の現状変更もひん発し、戦時下の法秩序のち、緩に基因したものはあつたが、一面保存行政が一般社会的に軽視されていたことは事実である。ことに軍事施設等で軍の威力によつて強行する現状変更の場合における阻止ないし計画変更を文部省は保存行政上強く主張する際は一層の勇気が必要としたことが痛感されたのである。

しかしながら一面において戦時下といえども保存行政事務としては国宝保存会及び史跡名勝天然記念物調査会を開催し、新たに国宝及び史跡の指定を行なうほか、当然処理遂行すべき行政事務はすべて取扱うとともに国宝の修理、史跡名勝天然記念物の保存施設の実施についても努力したのである。また法隆寺国宝保存事業についても昭和九年以来建造物の根本修理を継続実施中であつたので多少の頓座^{とんざ}はあつたにしても戦時下中止することなく実施し、国有国宝姫路城の修理についても同様昭和九年以来の継続事業として幸いにして継続実施することができた。

第二節 戦争直後の保存行政

昭和二十年八月十五日、太平洋戦争の終結によつて保存行政においてもこれに対応するための一転換が行なわれたが、いまその間における主な事項の概要について述べることにする。

一 重要美術品等の認定事務及び名勝天然記念物の指定事務の開始並びに重要美術品等の基礎調査の実施

太平洋戦争中の昭和十八年十二月十四日の閣議決定に基づいて重要美術品等の認定の事務並びに史跡名勝天然記念物指定事務中、史跡指定の事務を除いて名勝天然記念物指定の事務を、昭和十九年二月七日より当分の間これを停止していたことはさきにもふれて置いたが、終戦に伴つて戦時中停止していた重要美術品等認定の事務並びに名勝天然記念物指定の事務は昭和二十年十月三十日から開始することとなり、この旨を昭和二十年十一月六日官報文部省告示第一百十号をもつて告示するとともに、同日付で文部次官から各地方長官あてその旨を傳達したのである。

特に重要美術品等の認定事務の再開については、終戦後美術品等がにわか海外へ流出する傾向があることと、戦中戦後における混乱状態におかれていた関係上、これらの美術品の散逸する危険があることにかんがみ、昭和二十年年度第二予備金を支出し、次いで同年度予算においては重要美術品等調査費補助四万八千七百六十円を計上した。この趣旨は各都道府県に調査員を設置して、重要美術品に関する基礎的調査を依頼するためであつて、この基礎的資料に基づいて文部省は実地調査を行ない、認定の価値あるものは直ちに認定の手続きを取ることとしたのである。このため文部省では重要美術品等調査認定に関する業務に携るものとして調査囑託、技術囑託及び事務関係職員等を増員した。そして重要美術品等の基礎的調査に要する都道府県の職員設置については、昭和二十一年度において補助金四万八千七百六十円を計上し、同年五月七日文部省社会教育局長から各地方長官あてに同年度において調査員設置に伴う

経費として、一地方庁に対して補助し得る最大限を囑託手当九百六十円(十二カ月分)及び旅費百円(十二カ月分)計千六十円を示達した。更に昭和二十二年度においては補助金を大中に増額し三十三万七千円を計上して一地方庁における調査囑託手当六千六百円(十二カ月分)及び旅費七百二十円(十二カ月分)計七千三百二十円に増額補助することとなつた。かくて都道府県に対しては、重要美術品等調査方針及び重要美術品等基礎調査票を配布し、これ等の基礎的調査を進めたのである。

一 疎開国宝重要美術品の返還事務

上述のように国宝重要美術品等は戦時中疎開収納したのであるが、終戦に伴いこれらの疎開国宝重要美術品の返還のため、昭和二十一年度においてこれら品目の運搬費補助として一万八千円を計上して、これらの疎開国宝重要美術品を各所有者に返還したのであるが、幸いにして戦禍を免かれたことはまことによむべきに堪えない。もとよりこの返還業務は文部省職員が中心となり関係地方庁職員の協力を得て実施されたものである。

三 連合国最高司令官の覚書による処理

終戦直後昭和二十年十一月十二日付をもつて連合国最高司令官は、日本政府に対して美術品、記念物並びに文化的及び宗教的場所と施設の保護に関する政策と処置に関する覚書を発し、その覚書のうちには特に日本政府はでき得る限り速かに司令部に対して保護を要するすべての作品、蒐集、場所を列記した目録に、軍事行動によつてこれらの作品、蒐集、場所がこうむつた損害を詳細に記載して提出することを命じた。そこで文部省は直ちに国宝指定又は重要美術品等認定の物件、すなわち絵画、彫刻、文書、典籍、書跡、刀剣、工芸品、考古学資料及び建造物並びに史跡、

名勝、天然記念物としての指定物件について、各都道府県及び管理者、所有者に対して、この覚書の趣旨を尊重した記載列を作製し、至急文部省に報告するよう通知するとともに、直接職員を派遣して実地調査を行なう等万全を期した。しかしながらこの目録作成は当時の状況としてはきわめて困難であつて、特に個人所有の宝物類にあつては住所不明、所有者不明のものが多数あり調査も不可能に近い例もあつて、司令部への報告書提出も自然おくれがちであつた。そこで全部を取りまとめ一度に報告することが困難であることを説明し諒解を得るとともに、以後は府県から報告あり次第逐次司令部へ提出することとし、この調査報告は同二十一年十月頃をもつてほぼ完了したのである。

四 国立博物館へ国宝重要美術品等の調査事務の移管

従来宮内省所管であつた帝室博物館は、昭和二十二年五月三日付政令第八号により国立博物館と改称、官制が公布されて、文部大臣の所轄として美術品及び歴史資料を収集保存し公衆の観覧に供し、併せてこれに関連する調査、研究及び事業を行なうことになつた。この移管に伴つて国立博物館の機構改革と拡充整備を実施することになり、従来文部省において行なつていた国宝、重要美術品等の調査及び修理関係事務を同博物館に移管して実施することとなつた。これがため文部省では関係職員のうち技官十一、嘱託十五、雇一を、また臨時費として計上の重要美術品調査認定の調査囑託十八、技術囑託十八、技術雇三合計六十六人(予算上の人員)を移譲した。

これによつて博物館には調査並びに保存修理に従事するため、新たに調査課と保存修理課とが設置されたのである。この措置に伴い従来文部省において実施してきた国宝重要美術品等の調査並びに保存修理はすべて国立博物館で実施することとなつたので、昭和二十二年五月二十四日付をもつて文部次官から各都道府県知事に対して次のような通達を出した。すなわち「五月三日付をもつて帝室博物館が国立博物館として文部省の所轄となりこれに伴つて機構の拡

充組織の整備を行い、従来文部省において実施していた国宝及び重要美術品等の調査並びに保存修理に関しては同博物館において処理することとし、今度文部省における右関係職員を同博物館に移管したのであるが、国宝及び重要美術品等の保存に関する行政事務は従前の通り文部省において取扱うことは勿論であるから左記の場合を除いては、すべての書類は貴庁より本省へ進達されるようお取計願いたくここに通達する。おつて今後は国宝及び重要美術品等の調査並びに保存修理に関する調査、設計等は国立博物館職員がこれにあたることとなつたから御了知せられたい」とあり、国立博物館長あてに進達する書類としては同通達に左記として次のようにあげている。(一)国宝及び重要美術品等の指定又は認定のための調査、(二)国宝及び重要美術品等の指定又は認定物件の調査、(三)国宝及び重要美術品等の指定又は認定物件の保存修理のための調査並びに設計、(四)其の他保存上必要な調査。この結果従来文部省の保存行政事務として行なわれていた国宝重要美術品等の調査並びに設計に関する事務が分離したのみで、国宝重要美術品等の指定、認定、解除、現状変更の許可、補助金、補給金の交付、国宝の出陳命令その他保存行政上重要な行政処置、監督等文部大臣の権限に属するものは当然文部省において処理したのである。しかしながら今回の国立博物館設置に伴うかかる措置はひつきよう保存行政上きわめて不自然、不合理であり、制度上無理があつた。やがて文化財保護法が制定されるに及んで、この点について再び検討されることとなり、文化財保護委員会が発足するとともに国立博物館より調査並びに保存修理に関する職員の多くが事務局の美術工芸課と建造物課とに配属された。

なお史跡名勝天然記念物に関する保存行政は従前どおり文部省において実施したので、これらの職員並びに国宝重要美術品等の保存事務で国立博物館で処理する以外はすべて文部省で処理していたので、これらの事務に従事する職員はいづれも文部省に存置したのである。

五 国宝建造物の応急修理五カ年計画

国宝建造物の荒廢は戦時中徹底した保護措置が講じられなかつたところに起因するとはいへ、その荒廢は意外にはなほだしく、文部省においても昭和二十一年度よりこの対策を考慮していたが、これとともに連合國最高司令部からも、各地の破損状況を示して急速に応急修理の計画を立てるよう指示があつたので、これにこたえて全国的に破損状況の調査を開始し、これを基礎として正確な資料に基づいて昭和二十三年度より更に応急修理五カ年計画を樹立し、第一年度として二十三年度に大蔵当局より二千万円、二十四年度一億円、二十五年より二億円の修理費補助金が大中に増額された。事来二十六、二十七の兩年度においても引続き二億円余を確保することができた。思うに文化財保存事業としての建造物の修理費補助金は逐年増額を見るとともに、文化財保護行政の重要な位置を占めていことは周知の事実であるが、いまこの原因を作つたものは実にこの五カ年計画によるところが大であつたのである。

六 美術的刀剣類の保存措置

ポツダム宣言中にある武器撤収の条項に基づいて、日本占領軍の命令第一号によつて民間人所有の刀剣を含めて他の一切の武器とともに一定の場所に集め、いつでも引渡すようにとの命令があり、これに基づいて当時内務省警保局は全国の警察官署に対して、その提出方の措置を取つた。このとき文部省は国宝、重要美術品等に指定又は認定した刀剣類の保存上きわめて重大な影響があることを痛感し、これらの指定又は認定されている刀剣類については、これを除外すべきであることを内務省に申し入れたのであるが、本件は総司令部の占領政策の一環として行なわれるもので到底どうすることもできないとのことで、遂に総司令部民間情報教育局美術担当官にこれを訴え、文部省とし

ては卒直な意見を披れ、善処方を強く陳情したのである。一方第八軍憲兵司令官に対しても文部省の刀剣専門担当官は、国宝及び重要美術品等の刀剣類は武器にあらざる理由を委曲説明し、相当の日時を費してようやく納得させるまでに努力した。その間文部省及び内務省の担当官はあるいは民間情報教育局にあるいは第八軍司令官に陳情を行なつたことは、枚挙にいとまがなく実に根気よく説得に努め、遂に総司令部からの覚書が発せられたのである。したがつて日本政府としては昭和二十一年六月三日付の「銃砲等所持禁止令」で美術刀剣類は内務大臣の任命する刀剣審査員の審査によつて、所持許可することができるようになつたのであるが、その審査の手続き上、文部省と内務省との合議のうえで国宝又は重要美術品たる刀剣類については、文部省から所有者に交付してある国宝指定通知書又は重要美術品認定通知書もしくは国宝又は重要美術品証明書を提示させ、現品は審査のために提出せず書面審査のみで許可証を交付することとし、この点は第八軍司令部の承認を得たのである。ただこれよりさきに終戦直後においてすべて混乱状態にあつた当時、没収された国宝重要美術品の刀剣類も多少あることはまことに遺憾であつたので、文部省は昭和二十一年十月に警視總監並びに各地方長官に対して、つとに国宝及び重要美術品に指定又は認定された刀剣で連合軍側に提出したまま返還されていないものについては、地方長官から積極的に当該軍政官に対し引渡し方配意されたくまた引渡しを了したものについては報告するよう通牒したのである。事来引渡し方について種々の手段を講じたが、遺憾ながら遂に解決を見ないものも若干ある。それにしても終戦当時は刀剣類の危機であつたが今日のように国宝重要美術品の刀剣類はもとより、その他の美術的価値ある刀剣類の保護される端、よをつくつた文部省の刀剣担当官等の偉大な努力は忘れ得ないところである。

七 古墳その他の遺跡の濫掘防止

終戦以来考古学的研究調査がにわかに盛んになつたことは學術研究上よろこばしい傾向ではあつたが、その反面學術研究の目的をもつものとは認められない発掘がしばしば行なわれ、そのため貴重な遺跡、遺構、遺物等がき損滅失することも少なくない状況であつたので、特に総司令部民間情報教育局の当局者からも濫掘防止の対策を要望され、昭和二十三年三月十日付をもつて文部次官から各都道府県知事に対して古墳その他の遺跡の濫掘防止についての依命通達が出された。すなわちその通達は「終戦以来、考古学的調査が盛んになつたことはまことに喜ばしいことであるが、その反面學術的な目的をもつとは見られない発掘もしばしば行われ、ために貴重な遺跡や遺構、遺物が毀損され滅失することも少なくなく史跡保存上遺憾に堪えない次第である。今回遺跡の濫掘防止について、特に連合国最高司令部民間情報教育局宗教及び文化資料部美術課係官からも強い要望があつたので、その趣旨の徹底方について何分の取計いをされると共に學術的方法による発掘についても史跡保存の立場から一応本省と連絡を取るよう御協力を願ひ、又史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則第四条の規定によつて、土地の所有者、管理者又は占有者が古墳又は旧跡と認められるものを発見した時は、現状を変更することなく十日以内に発見の年月日、所在地及び現状等必要な事項を具し貴職に申告することになつていたので、この際古墳又は旧跡発見者にこの規則を嚴重に勸行させるよう周知方何分の御取計い願ひたく、更に貴都道府県下の市町村等地方公共団体、諸学校、學術研究機関及び研究者、博物館、美術館等に対しても本規則の趣旨に關して伝達せられたくここに命によつて通達する。おつて地方庁においては右施行規則によつて申告のあつた場合は遅滞なくこの旨本省に報告するよう御留意願ひたい」というのであり、なお同日付をもつて文部次官から直轄所轄学校長並びに国立博物館長に対しても同様趣旨の通達を出した。

しかしながらこの通達の実効は比較的あがらなかつたのであるが、従来古墳その他の埋藏物の取扱については、明治七年五月二日太政官達第五十九号「古墳発見ノ節届出方」、明治十三年十一月十五日宮内省達乙第三号「人民私

有地内古墳等発見ノ節届出方」をはじめ埋蔵物の取扱いに関しては、明治三十二年十月及び三十四年四月内務省訓令があり、その後もしばしば内務省から通牒が發せられている。しかしながら史跡指定地は別としてその他の遺跡の規制措置はきわめて多方面にわたり、国の機関としても宮内省、内務省、文部省等に関係することもあつて、一般民間人にとつてはこの取扱いを徹底させることは、はなはだ無理のように思われていた。文化財保護法制定の機会に、新たに「埋蔵文化財」の規定を設けて、これらの取扱いに關する事項を統一解明するところまで發展したことはよるこばしいことである。

八 明治天皇聖跡の指定解除

文部省においては、昭和八年十一月以来特別に予算を計上して明治天皇聖跡（行在所、御小休所、行幸所、御野立所等）を史蹟名勝天然紀念物保存法によつて、史蹟として指定し保存してきたのであるが、昭和二十三年五月總司令部民間情報教育局から、これら史蹟の指定解除を指示してきた。そこで文部省は五月二十日史蹟名勝天然紀念物調査会を開催し、文部大臣から諮問になつた明治天皇の史蹟三七七件を指定解除する件について、慎重審議の結果、原案どおり解除することを可決したので、同年六月二十九日付官報第六千四百三十五号をもつてこれら史蹟の指定解除を告示し、その旨を七月八日文部次官から各都道府県知事に対して通達するとともに、管理者、所有者に対してもその取扱いについて行違ひのないように取計つた。その次官通達は次のとおりであつた。

明治天皇の史蹟指定解除について

明治天皇の史蹟指定解除については五月二十六日付發社一三九号をもつてあらかじめ通達いたして置いたが、今般六月二十九日付官報六四三三五号をもつて右史蹟の指定解除を告示したから御了知の上関係者へもこの旨御伝達願いた

い。

なお保存施設として既に標識、注意札、説明札及び境界標を建設済みのものにあつては、これを撤去するか否かは其の管理者又は所有者の自由であるが、もし存置する場合は左記の通りに取計らうよう併せて御伝達願いたい。

おつて今後明治天皇の史蹟について維持保存するため都道府県市町村においてこれに關与されぬよう關係方面へ御伝達願いたい。

「備考」標識等の撤去費については国庫補助はできかねるからあらかじめ承知されたい。

記

一、標識記載文辞中「史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依り史蹟トシテ年月文部大臣指定」の字句を削除すること。

二、注意札、説明札中「文部省」とあるものは、これを削除すること。

三、境界標記載文辞中「史蹟境界」「文部省」とあるものは、これを削除すること。

四、標識、注意札及び説明札等を存置した場合は公共団体以外の建設責任者を定め置くこと。

九 保存法改正の機運

文部省は終戦後諸般の情勢を考慮し早くから保存行政法規の改正について必ずしも無関心でなかつた。すなわち昭和二十一年六月十九日及び七月十五日の二回にわたつて、古美術保存懇談会を開催し、民間の蒐集家、学者、評論家等十数名の出席を求めている、当時当局として指摘した諸問題は、(1)国宝重要美術品を公開して公共的な文化財としての意義を發揚させる方策、(2)公開展覽のための美術館、博物館をいかに拡大強化するか、(3)国宝、重要美術品等の法律を現下の情勢に照していかに改正すべきか、(4)見返り物資として美術品を提供することの可否、(5)財産税、相続

税の課税の可否、(6)従来の国宝、重要美術品の調査方法、指定方法の範囲の検討、(7)国宝、重要美術品の維持修理、保護施設、保存の科学的研究等の諸問題であつて、いづれも保存行政上重要な事項である。なかんずく国宝、重要美術品の法律改正問題については当時から論議されていたのであつて、これら諸問題は法律改正の際、検討して法律の規定として包含されるべき事項とも考えられたのである。その後昭和二十三年一月から四月までの間に八回にわたつて非公式ながら文部省と国立博物館との関係者として、国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律及び史蹟名勝天然記念物保存法の改正問題について論議検討し、ほぼ結論に到達するまでになつた。その間京都、奈良からも保存法改正の要望もあつてこれらの要望する点についても検討を加えていたので、保存法改正案に対する問題点に対する議論も大体出つくした観があつた。昭和二十四年三月には総司令部民間情報教育局美術課に対してきわめて非公式ながら一応保存法改正について考慮すべき諸点として次の事項を示して意見を求めた、すなわち(1)現行国宝保存法と重要美術品等保存に関する法律とを統合して国宝法(仮称)として一本建てとして立案すること、(2)輸出防止を強化すること、(3)強制指定制度を考慮すること、(4)仮指定制度を設けること、(5)指定保存物件の管理状況を当該吏員が職権をもつて実施調査し得ること、(6)国が国宝管理上常にその所在および所有者を登録し置く必要があること、(7)国宝の公共性を強化すること、(8)国宝所有者に対する国家の特別措置を講ずること、(9)主として建造物の場合であるが地方公共団体に管理の責任を負わしめること、(10)国宝保存上必要な経費は国庫補助をなし得ること、国宝保存法第十四条には国宝の維持修理の場合にのみ補助金の交付ができるが、広く保存上必要な施設(防火、盗難防止、防湿、管理維持等)についても補助をなし得るようにすること、(11)第一級建造物の修理は全額国庫補助とすること、(12)補助金及び補給金の総額を法律に規定し、全体の保存計画が樹立できるよう考慮すること、(13)国宝の環境整備に関すること、(14)国宝を課税の対象としないこと、(15)国宝の買上げ制を規定すること、(16)国宝の調査について当該吏員に調査権を保持せしめ

ること、(17)罰則を強化すること等であつた。しかし司令部としては文部省が改正案を作成することに対しては賛成しなかつた。ただ当時の司令部の考えとしては国宝保存法が時代遅れであるから新時代に適應したように改正する必要は認めるが、根本原則まで改正する必要はないとの意見があつたかのように記憶する。なお付言するが司令部は国宝、重要美術品の指定認定の件数が多過ぎるからもつと重点的に考慮すべきであり、法律改正まで新指定及び認定を見合せたらどうかとの指示があつた。

一〇 法隆寺金堂の災上と引き続く国宝の火災

昭和二十四年一月二十六日の法隆寺金堂の災上は世界的超国宝であつた壁画を、一瞬にして見るも無残な姿にしてしまつたことは、長く保存事業に関係をもつ者の著しく万死に値する一大痛恨事であつた。その直接の原因が電気座蒲團説、漏電説、放火説等があつたが、いづれにしてもいまだその原因が判明しないで今日に及んでいる。しかしながら最も遺憾に堪えないと思うことは法隆寺国宝建造物の修理工事に伴い壁画模写中に起きた出来事であつただけになんとも残念であつた。法隆寺金堂炎上の悲痛の涙がかわかぬ間に、同年二月二十七日には愛媛県の松山城が、六月五日には北海道の福山城が火災にかかり焼損し、翌年二月十二日には千葉県の長楽寺本堂が、続いて七月二日には京都の金閣が焼失した。実に法隆寺金堂炎上以来僅かに二年足らずして国宝建造物五件があるいは焼損しあるいは焼失したということは、いまだかつてない国宝の受難の時期であり、いよいよ保存行政の末期的症状を露呈したかの感を深くした。文部省は法隆寺金堂炎上以来、しばしば都道府県教育委員会及び所有者、管理者に対して、国宝建造物等の防火態勢強化についてその具体的措置を嚴重に通知していたが、金閣の焼失によつて防火施設のいよいよ緊急必要性を痛感して、直ちに大蔵省に対してすでに計上されていた国宝修理の補助金の一部を削つて、防火施設費の補助金

に流用することを協議、僅かに一千万円程度の承認を得たに過ぎなかつたが、まず国宝類の密集して存在する京都、奈良に対して防火施設費の国庫補助の措置を講じた。もつとも当時大蔵省に対しては防火上の管理を強化する意味で重要な文化財所在地には特に管理人(夜警)を置くための経費をも要請したがこれは遂に承認されなかつた。これらの措置とともに地方公共団体や管理者、所有者に対しても管理上万全を期するよう強く要望した。

一一 文化財保護委員会発足の準備と事務引継ぎ

法隆寺金堂の炎上が一つの大きな動機となつて、参議院文部委員会は従来の国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律及び史蹟名勝天然紀念物保存法並びに保存行政機構について真剣に検討を行ない、後述のように昭和二十五年の第七回国会において文化財保護法が成立施行されるに至つたが、同法公布以後文部省社会教育局文化財保存課としては保護委員会発足までの準備事務を行なうこととなつた。その主な事務は保護委員会の五人の委員の選考に關すること。委員会発足に伴う予算措置に關すること。委員会事務局の内部組織に關すること。委員会の庁舎に關すること、等であつた。また一方都道府県教育委員会の保存事務担当職員、管理者、所有者等に対して文化財保護法の趣旨徹底の目的でブロック会議を開催した。すなわち北海道、東北、関東地区については昭和二十五年七月十四日上野科学博物館講堂で、中部、近畿及び中国の一部の地区については七月二十六日京都電谷大学図書館講堂で、四国、中国の一部および九州地区については同二十八日に広島県厳島の小学校講堂でそれぞれ開催した。ついで八月二十二日には国宝保存会、重要美術品等調査審議会および史蹟名勝天然紀念物調査会の合同会議を国立博物館で開催し、天野文部大臣から、文化財保護委員会の発足によつて、文化財保護行政も再出発する旨の挨拶と、多年にわたつて文化財保護に關する調査審議に当たられた上記の保存会、審議会、調査会に対して感謝の辞が述べられた。翌八月二十九日に

は、いよいよわが国における文化財の保存行政上画期的な転換を見るべき文化財保護委員会が発足し、当日は文部省政務次官室で、新たに委員に任命された高橋誠一郎、細川護立、一万田尚登、有光次郎、矢代幸雄の五氏が出席、西崎社会教育局長から従来文部省社会教育局文化財保存課で取扱つてきた事務及び特に懸案の事項について詳細な説明を行なわれ、かつ目録を添えて事務一切の引継ぎが行なわれたのである。